

第4編 風水害応急対策計画

- | | |
|------|-------------------|
| 第1章 | 水防本部体制 |
| 第2章 | 市の水防活動 |
| 第3章 | 関係機関の水防活動 |
| 第4章 | 災害対策本部体制 |
| 第5章 | 情報の収集、調査、報告等 |
| 第6章 | 災害広報・広聴 |
| 第7章 | 応援要請 |
| 第8章 | 災害救助法の適用 |
| 第9章 | 避難対策 |
| 第10章 | 救助・救急・消防活動等 |
| 第11章 | 医療救護活動 |
| 第12章 | 交通・輸送対策 |
| 第13章 | 各種応急対策活動 |
| 第14章 | 園児・児童等の安全確保等 |
| 第15章 | ライフライン、公共施設等の応急対策 |
| 第16章 | 災害警備活動 |

第4編 風水害応急対策計画 目次

第1章 水防本部体制	1
第1節 活動体制の決定	1
第2節 水防本部の設置	2
第3節 職員の配備	8
第4節 市域の水防体制	11
第2章 市の水防活動	12
第1節 情報連絡活動	12
第2節 水防警戒本部体制における活動	20
第3節 水防対策本部体制における活動	21
第4節 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の浸水警戒活動等	23
第5節 土砂災害の警戒活動等	24
第6節 公用負担	24
第3章 関係機関の水防活動	26
第1節 消防機関の活動等	26
第2節 東京都の活動等	29
第3節 警察署の協力	31
第4章 災害対策本部体制	32
第1節 災害対策本部の設置	32
第2節 災害対策本部の運営	33
第5章 情報の収集、調査、報告等	42
第1節 情報連絡体制の確立	42
第2節 被害情報等の収集、報告	43
第3節 各種の被害調査及びとりまとめ	44
第4節 東京都、国への被害報告	45
第5節 住家の被害認定調査	45
第6章 災害広報・広聴	46
第1節 災害広報・広聴	46
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表	48
第7章 応援要請	49
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	49
第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請	50
第3節 ボランティア等の活動支援	50
第4節 労働力の確保	51
第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	51
第8章 災害救助法の適用	52
第1節 災害救助法の適用申請	52
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	52
第9章 避難対策	53
第1節 事前避難	53

第2節	避難の体制及び避難指示等	54
第3節	避難誘導	58
第4節	避難場所等の開設・運営	59
第5節	避難所の開設・運営	60
第6節	被災者の他地区等への移送	60
第7節	帰宅困難者対策	61
第10章	救助・救急・消防活動等	62
第1節	救助・救急活動の実施	62
第2節	行方不明者の捜索	63
第3節	消防活動の実施	63
第11章	医療救護活動	64
第1節	派遣要請及び連絡調整	64
第2節	医療救護所の設置	64
第3節	医療救護活動の実施等	65
第4節	被災者の保健対策	65
第5節	山間部における医療救護活動	66
第12章	交通・輸送対策	67
第1節	交通情報の収集、道路規制	67
第2節	道路交通の確保等	68
第3節	緊急輸送の実施等	69
第13章	各種応急対策活動	70
第1節	水の確保、供給	70
第2節	食糧の確保、供給	70
第3節	生活物資の確保、供給	71
第4節	金融対策	71
第5節	被災者相談	71
第6節	住宅対策	72
第7節	防疫・保健衛生等及び清掃活動	73
第8節	遺体の収容、火葬等	75
第14章	園児・児童等の安全確保等	77
第1節	児童・生徒の安全確保、安否確認	77
第2節	園児の安全確保、安否確認	77
第3節	子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	78
第4節	応急教育等	78
第15章	ライフライン、公共施設等の応急対策	79
第1節	水道の応急対策	79
第2節	下水道の応急対策	80
第3節	電気の応急対策	80
第4節	ガスの応急対策	81
第5節	通信関係の応急対策	81

第6節	鉄道等の応急対策	81
第7節	道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	84
第8節	社会公共施設等の応急対策	87
第16章	災害警備活動	88
第1節	警備活動	88
第2節	防犯・防火対策	88
第3節	その他	89

第1章 水防本部体制

章の概要	<p>台風、豪雨及び大雪等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、市域の警戒活動や被害に応じた応急対策活動を行うために水防本部や災害対策本部を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。</p> <p>水防本部は、水防警戒本部及び水防対策本部の二段階で弾力的に対応し、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策活動を行う。</p>
------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 活動体制の決定	市長、生活安全部長、関係各部	
第2節 水防本部の設置	市長、生活安全部長、関係各部	
第3節 職員の配備	生活安全部、関係各部	
第4節 市域の水防体制	関係各部、消防団	東京都建設局（南多摩西部事務所）、消防署、警察署

第1節 活動体制の決定

1 各部の警戒体制

市の各部は、台風・豪雨等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、指令の有無に関わらず、気象情報等に留意して水防（緊急）連絡または水防警戒配備態勢相当の職員で警戒活動を行い、必要に応じて活動状況を防災課に連絡する。

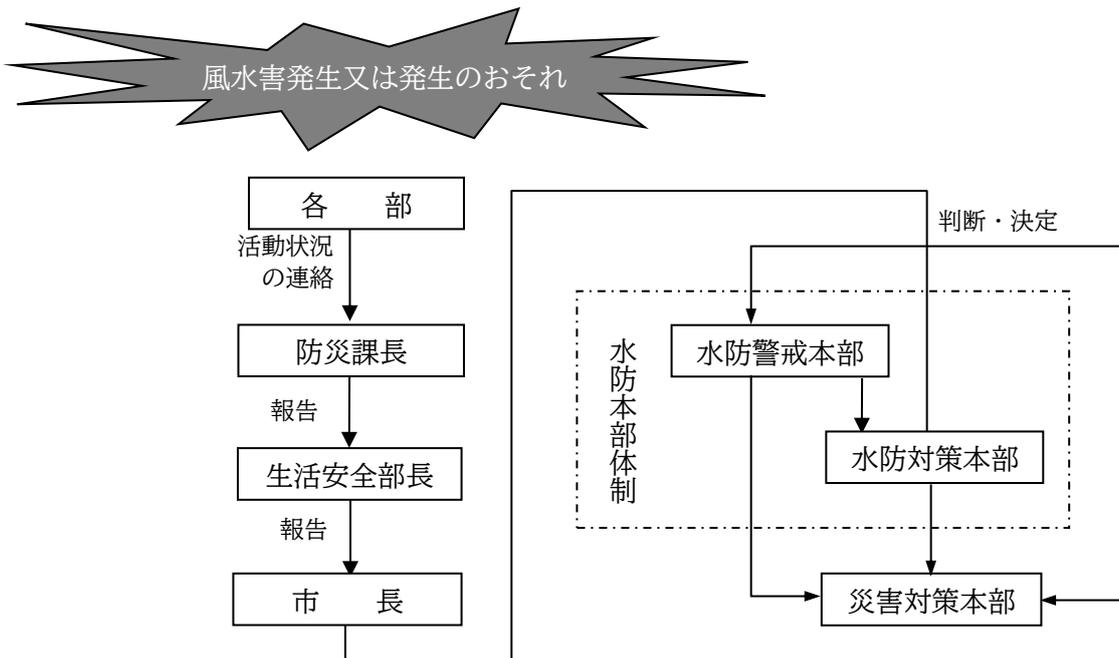
活動にあたっては、降雨等の状況により職員の参集自体が困難になることも想定して態勢を決定する等、水防本部や災害対策本部を設置した場合においても円滑な対応が図れるよう留意する。

2 活動体制の決定

市長は、生活安全部長又は防災課長からの報告により、風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、迅速な対策・対応をとるため、水防本部又は災害対策本部の設置を決定する。

ただし、台風や集中豪雨等による風水害は、地震等による突発的災害とは異なり、比較的段階を追って被害が生じるという特徴があるため、本市の水防本部体制は、風水害の警戒・予防活動及び局地的な応急対策を行う水防警戒本部と、被災者への支援活動も含めて実施する水防対策本部の二段階により、風水害対策を実施するものとする。

活動体制決定のながれ図



第2節 水防本部の設置

1 水防本部の設置

市長は、気象状況等により、市域に災害が発生するおそれがあるときは、生活安全部長からの報告等を踏まえ、二段階ある水防本部のうち、水防警戒本部又は水防対策本部の設置を決定する。

水防本部の区分	水防本部長	主な活動
水防警戒本部	生活安全部長	災害に対する警戒・予防活動及び局地的な水防・応急対策活動
水防対策本部	市長	大規模な災害が予想される場合の警戒・予防活動、水防警戒本部では対処困難な水防・応急対策活動、及び災害の発生による被災者等への支援活動

(1) 水防警戒本部

ア 設置及び廃止基準

市長は、次のときに水防警戒本部を設置又は廃止する。

区分	水防警戒本部の設置、廃止基準
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの警報が発せられ、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」が発せられたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めたとき

区 分	水防警戒本部の設置、廃止基準
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められたとき ○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが拡大し、市長の判断により水防対策本部若しくは災害対策本部が設置されたとき

イ 水防警戒本部設置時の各部の活動

水防警戒本部の各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び水防・応急対策活動を行う。

職員配備態勢は、水防警戒配備態勢を基本とするが、各部の活動体制及び職員配備態勢については、分掌事務、活動内容及び気象状況等を考慮して各部長が決定し、生活安全部長へ報告する。

なお、警戒本部長（生活安全部長）は、水防対策上必要があると認める場合は、本部員以外の部課長等を水防警戒本部員に加え、当該部課長等が所掌する部課を水防警戒本部に追加することができる。

(2) 水防対策本部

ア 設置及び廃止基準

市長は、次のときに水防対策本部を設置又は廃止する。

区 分	水防対策本部の設置、廃止基準
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防警戒本部では対応困難な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき ○ 水防警報の「指示」が発せられたとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他気象状況等により、必要があると認められたとき
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨、洪水、暴風、大雪等のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認められたとき ○ 市長の判断により災害対策本部が設置され、水防本部の業務が統合されたとき

イ 水防対策本部設置時の各部の活動

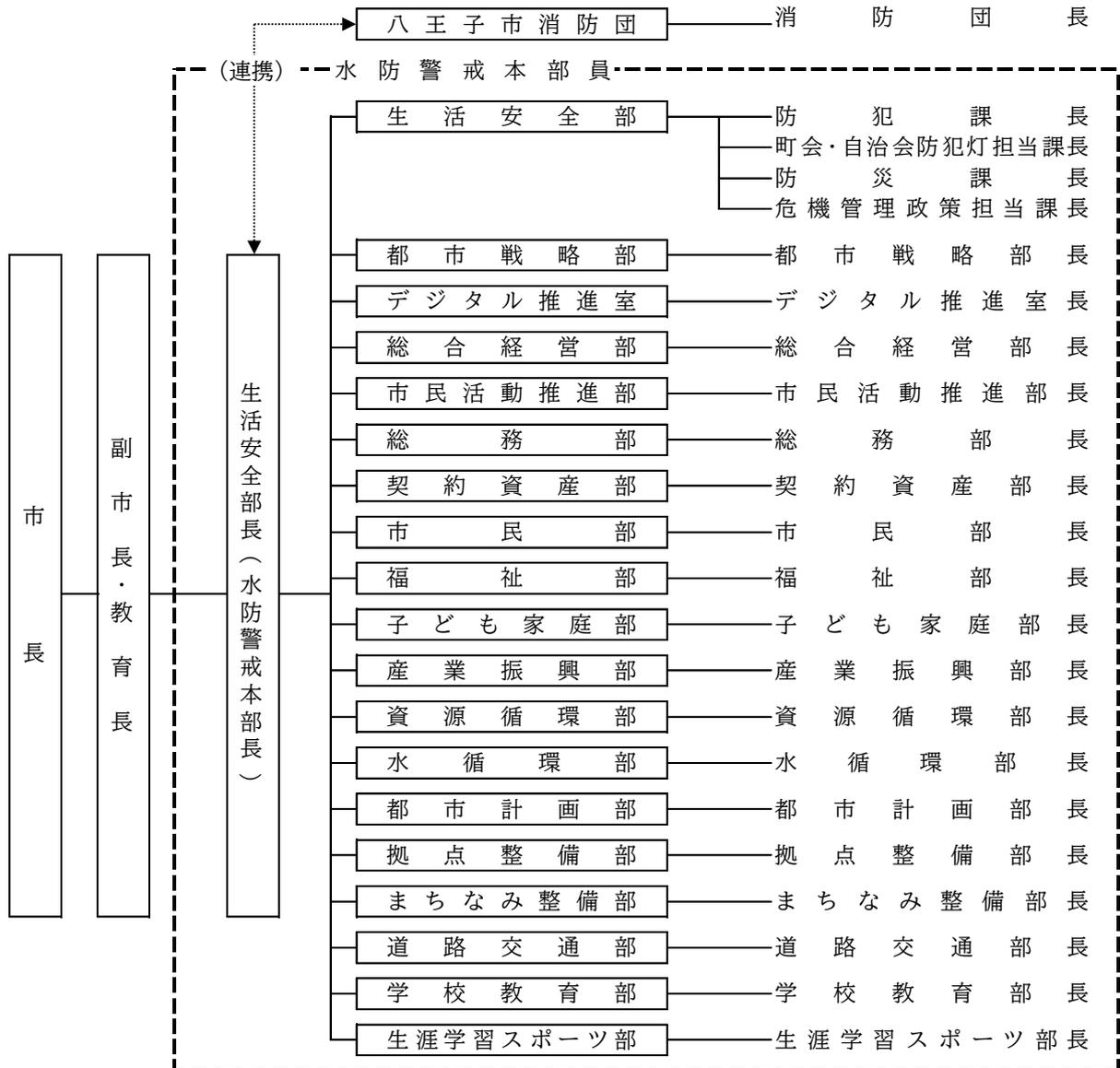
水防対策本部の各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び水防・応急対策活動を行う。

職員配備態勢は、水防第1非常配備態勢を基本とするが、各部の活動体制及び職員配備態勢については、分掌事務、活動内容及び気象状況等を考慮して各部長が決定し、生活安全部長へ報告する。

なお、対策本部長（市長）は、水防対策上必要があると認める場合は、本部員以外の職員等を水防本部員に加えることができる。

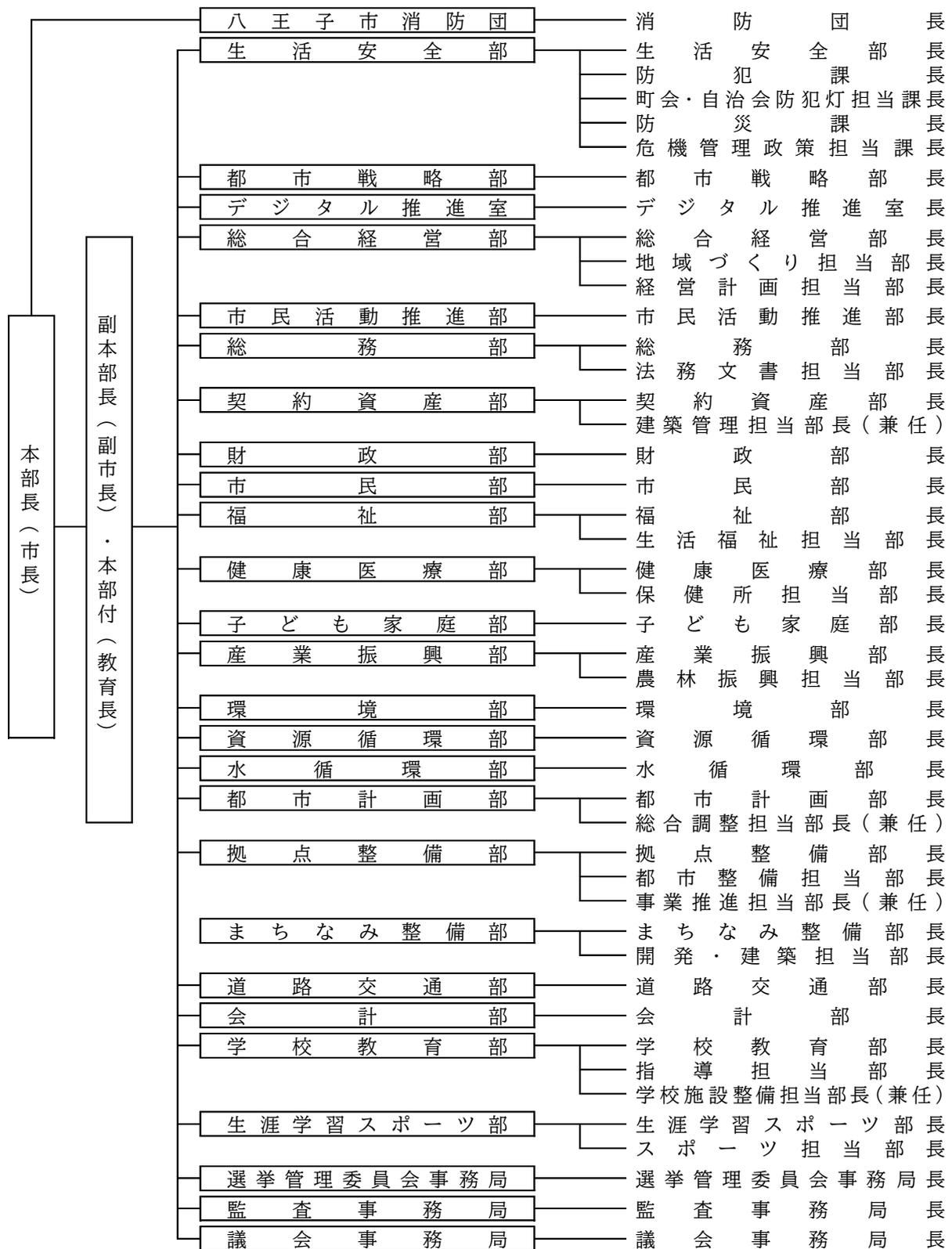
2 水防本部の組織

(1) 水防警戒本部の組織



- ※ 水防警戒本部体制では、原則として生活安全部長が本部長となり、総合的な調整及びその指揮をとる。
- ※ 各部の活動体制、部内各課の活動内容及び実活動時の職員配備態勢については、各部の部長が定める。
- ※ 水防警戒本部構成部以外の各部は、情報連絡・待機体制をとり、高次の体制に備える。
- ※ 災害の状況に応じ、関連する部課（部課長）を指名、追加する。全庁的な対応が必要なときは、市長の判断により水防対策本部または災害対策本部に移行する。

(2) 水防対策本部の組織



- ※ 各部の活動体制、部内各課の活動内容及び実活動時の職員配備態勢については、各部の部長が定める。
- ※ 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。
- ※ 市内に甚大な被害が発生したとき若しくは発生するおそれがあり、市の総力をあげて応急活動を行う必要が生じた場合は、市長の判断により災害対策本部に移行する。

3 水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、次のとおりであるが、状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

八王子市水防本部の分掌事務（1）

所属部	水防本部		分掌事務
	警戒	対策	
生活安全部	●	●	水防本部の庶務に関する事
	●	●	水防本部情報の収集伝達に関する事
	●	●	職員配備の伝達と参集報告のとりまとめに関する事
	●	●	被災状況等の電話受付に関する事
	●	●	各部との連絡調整及び情報収集活動の総括に関する事
	●	●	他市町村、関係機関等との連絡調整に関する事
	●	●	東京都等からの情報連絡要員の受入に関する事
	●	●	水防資器材の利用計画に関する事
	●	●	防災行政無線の統制に関する事
	●	●	他の部の所管に属さない事
都市戦略部	●	●	災害広報に関する事
	●	●	報道機関との連絡調整に関する事
デジタル推進室	●	●	重要なシステムの機能確保に関する事
総合経営部	●	●	職員の応援体制に関する事
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
市民活動推進部	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
総務部	●	●	職員への給食及び健康管理、勤務に関する事
	●	●	水防情報の収集伝達の協力に関する事
	●	●	生活安全部の応援に関する事
契約資産部	●	●	水防資器材の確保及び調達に関する事
	●	●	車両、燃料の確保及び配車に関する事
	●	●	市建築工事現場の警戒巡視
		●	トラック協会等への輸送要請及び緊急輸送に関する事
財政部		●	被災地の被害状況調査に関する事
市民部	●	●	本庁及び事務所管内の警戒に関する事
		●	被災地の被害状況調査の協力に関する事
福祉部	●	●	障害者、高齢被災者等の救護に関する事
	●	●	物資等の応急救急の協力に関する事
健康医療部		●	医療対策に関する事
		●	感染症予防に係る防疫対策に関する事
		●	被災地の保健衛生対策に関する事
子ども家庭部	●	●	園児等の安全確保及び救護に関する事
産業振興部	●	●	山地災害危険地区等の警戒巡視に関する事
	●	●	被災者の避難誘導及び収容に関する事
		●	本部長指示による応急的水防作業に関する事
		●	被災者への食糧、物資等の応急供給に関する事
環境部		●	被災地の消毒等防疫活動に関する事
資源循環部	●	●	被災地の清掃対策に関する事
	●	●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
		●	被災地への応急給水の協力に関する事

八王子市水防本部の分掌事務（2）

所属部	水防本部		分掌事務
	警戒	対策	
水循環部	●	●	河川・水路・道路・土砂災害警戒区域等（土石流）の警戒巡視に関する事
		●	被災者への応急給水に関する事
		●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
都市計画部	●	●	道路・公共交通の情報収集の総括・連絡調整に関する事
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
拠点整備部	●	●	被災地の水防作業及び応急対策の協力に関する事
	●	●	道路・公共交通の情報収集の連絡調整に関する事
	●	●	区画整理地の警戒巡視
		●	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事
まちなみ整備部	●	●	土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）の警戒巡視に関する事
	●	●	被災地の水防対策とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
道路交通部	●	●	河川・水路・道路・土砂災害警戒区域等（土石流）の警戒巡視に関する事
	●	●	水防資器材に関する事
	●	●	被災地の水防作業とその計画に関する事
		●	被災地の応急対策とその計画に関する事
会計部		●	金融機関が実施する臨時措置の情報提供に関する事
学校教育部	●	●	児童・生徒の安全確保及び救護に関する事
	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
生涯学習スポーツ部	●	●	避難所の開設及び運営に関する事
	●	●	学童保育所入所児童の安全確保及び救護に関する事
選挙管理委員会事務局		●	生活安全部の応援に関する事
監査事務局		●	生活安全部の応援に関する事
議会事務局		●	議員との連絡調整に関する事
各部共通の分掌事務			部内職員の配備及び部の庶務に関する事
			緊急応援職員に関する事
			所管施設、所管事項に係る被害調査に関する事
			被災者総合相談窓口への関係職員の派遣に関する事
			本部長指示による他部の応援協力に関する事
消防団	●	●	河川・水路等の監視及び警戒等に関する事

4 水防本部の廃止等

(1) 水防警戒本部の廃止等

市長は、生活安全部長からの報告等を踏まえ、市域について災害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、水防警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により、水防対策本部又は災害対策本部へ移行する。

※ 災害対策本部移行時の体制等については、「第4章 災害対策本部体制」を参照。

(2) 水防対策本部の廃止等

市長は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、水防対策本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部へ移行する。

第3節 職員の配備

1 水防非常配備態勢

水防(風水害)時の市職員の配備態勢は、次表のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は所管する水防活動等を考慮し、各部長が定める。

なお、本部長は、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

態 勢	配備基準	配備内容	配備要員の目安
水 防 連絡態勢	○ 勤務時間内に、気象情報等により必要と認められたとき	職場において水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	原則として水防本部を構成する部の部課長及び情報連絡等に必要の職員
水 防 緊急 連絡態勢	○ 勤務時間外に、気象情報等により必要と認められたとき	在宅又は出勤して水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	
水 防 警戒 配備態勢	○ 市域に気象情報の注意報、警報、又は水防警報が発表され、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 市域に局地的な風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、水防本部長が必要と認められたとき ※ 水防警戒本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	各部が、それぞれ分掌する事務分野に応じて、情報の収集、観測、水防資器材の点検など、必要な警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 2～3割
水 防 第1非常 配備態勢	○ 市域に数地域又は広い範囲に及び風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他、水防本部長が必要と認められたとき ※ 水防対策本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	数地域についての警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 4～5割

注) 災害対策本部が設置された場合は、「第3編 第1章 第5節 第1項 配備態勢」の第2非常配備態勢又は第3非常配備態勢に準じた職員配備とする。

2 配備指示の伝達

防災課長は、配備態勢の決定がなされたときは、各部に対し職員配備の伝達を行う。

なお、緊急を要するときは、携帯電話(メール)等により、関係職員に対し緊急出動についての伝達を行う。

各部長は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備指示を受けたときも、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法等を把握しておく。

3 配備場所等

各部長は、事前に所属職員の配備場所を指定し、任務分担を定めておく。

なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は、配備から除外することができる。

4 各部の配備職員

各部長は、平常時から配備態勢種別に応じた所管部の配備計画を作成し、生活安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。人事異動等で計画内容に変更が生じたときは、その都度速やかに修正するとともに、生活安全部長に報告し、関係職員に周知する。

5 勤務時間外の配備態勢

勤務時間外に風水害が発生又は次の気象警報等が発令された場合は、直ちに水防緊急連絡態勢をとり、在宅又は参集して情報連絡等を行う。

水防緊急連絡態勢

気象警報等により水防緊急連絡態勢をとる場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの気象警報が発せられたとき ○ 水防警報が発せられたとき
活 動 手 順	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災課長は、風水害の発生若しくは上記の気象警報の発令を知ったときは、防災課職員に参集を命じるとともに、生活安全部長へ報告し、状況に応じて水防本部を構成する各部の水防緊急連絡態勢該当職員に参集連絡を行う。 ○ 生活安全部長は、防災課長の報告に基づき、必要な活動体制を指示するとともに、状況を市長へ報告する。 ○ 参集連絡を受け、参集した各部の職員は、参集状況を防災課長へ連絡するとともに、状況に応じた水防活動を実施する。

6 緊急応援職員

(1) 大雨

風水害時における避難場所運営は、避難所主管部の職員及び事前に要請した避難所主管部外の職員により構成される避難所運営職員で対応することを原則とする。ただし、不測の事態により、災害対応中に急遽、職員の増員が必要な場合は、緊急応援職員（地震等）の活用を検討し、職員を配備する。

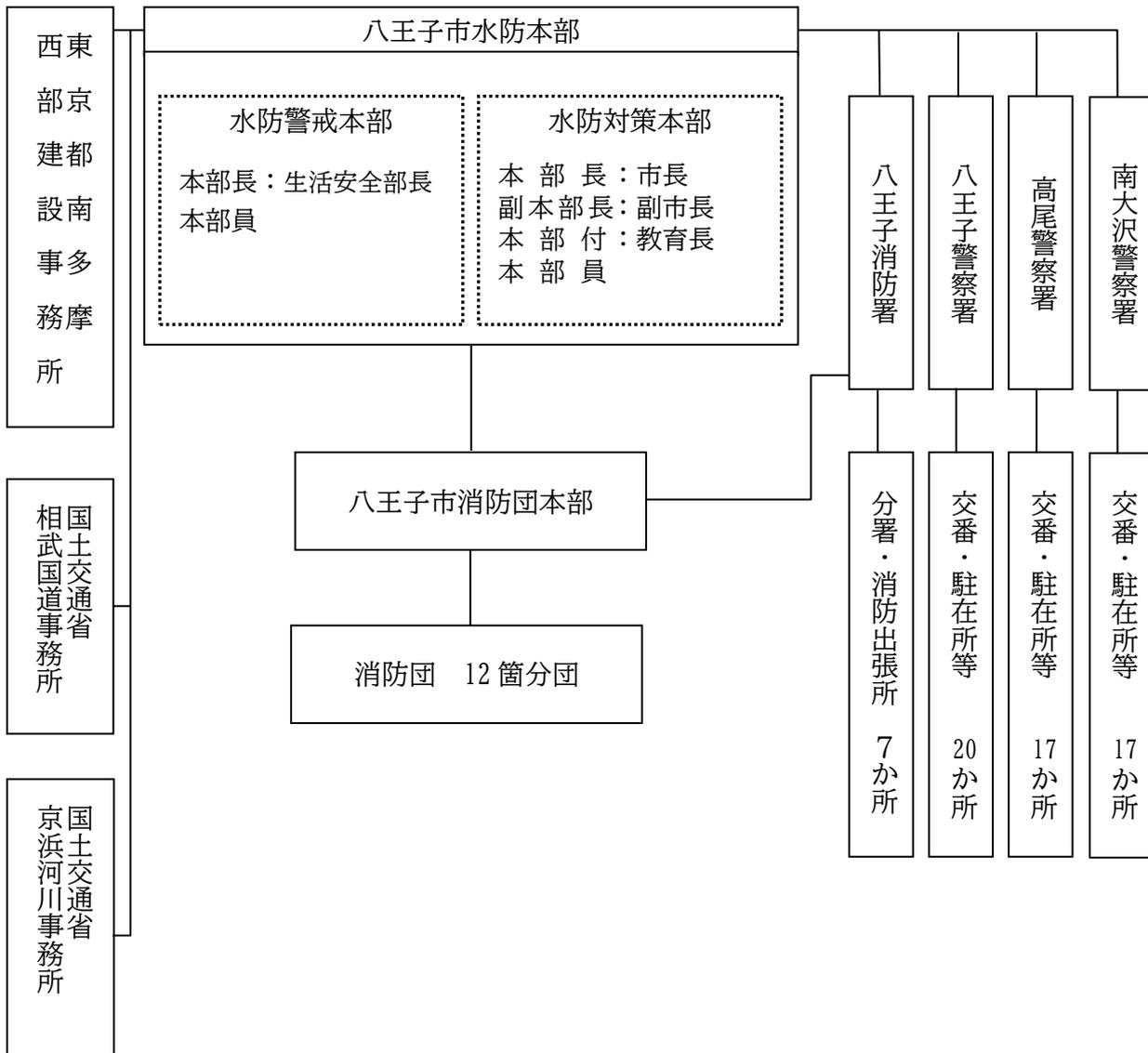
(2) 大雪

大雪による積雪に伴い、施設管理所管の職員だけでは施設の円滑な機能回復が困難であり、市民サービスに大きな支障が生じるおそれのある場合に、施設の機能回復（主に除雪作業）の応援に従事する職員

<p>参集対象施設</p>	<p>○市民部事務所（斎場霊園事務所含む）、市立保育園、保健福祉センター、図書館、富士森体育館を指定 ※駅周辺の民間等施設内にある市民部事務所及び指定管理の施設は除く</p>
<p>対象職員</p>	<p>○自宅から施設まで徒歩で概ね 30 分以内のところに居住する職員の中から指定</p>
<p>主な役割</p>	<p>○施設の機能回復の応援（施設の所掌事務は除く） ○地域の被災情報収集</p>
<p>参集基準</p>	<p>○市全体として緊急応援職員活用の判断がなされ、各施設管理者から連絡を受けたとき ※活用の判断は、都市戦略部長、総合経営部長、生活安全部長の協議により行う。</p>
<p>活動終了時期</p>	<p>○施設管理者から活動終了の指示を受けたとき ○当該施設職員による対応が整い、施設管理者から終了の指示を受けたとき</p>

第4節 市域の水防体制

水防本部設置時における市域の水防体制は、次のとおりである。



※ 八王子市水防本部（以下「水防本部」という。）は気象状況及び災害発生状況により、水防警戒本部と水防対策本部の二段階の体制とする。

第2章 市の水防活動

章 の 概 要	市は、気象状況により災害が発生するおそれがある場合は、発災前に取るべき行動を時系列で示したタイムラインを基本とし洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することにより、水防法（昭和24年法律第193号）第3条に規定する市の区域内の水防の責任を十分に果たすため、必要な活動を行う。
------------------	--

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 情報連絡活動	生活安全部、水循環部、関係各部	東京都総務局、消防、警察
第2節 水防警戒本部体制における活動	関係各部、消防団	東京都建設局、消防、警察
第3節 水防対策本部体制における活動	関係各部、消防団	東京都建設局、東京都保健医療局、東京都環境局等
第4節 地下空間及び要配慮者利用施設の浸水警戒活動等	関係各部、消防団	
第5節 土砂災害の警戒活動等	関係各部	
第6節 公用負担	関係各部	

第1節 情報連絡活動

市は、東京都災害情報システム（D I S）、気象庁防災情報提供システムの活用を図る。また、各種の気象情報、洪水予報及び水防警報並びに小河内ダム放流通報・羽村投渡堰通報の通知を受けた場合は、東京都建設局（東京都水防本部）及び東京都総務局（総合防災部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに、雨量、水位等の正確な資料を観測者から入手し、的確な情報の把握に務め、水防機関に伝達・周知する。

1 気象情報

(1) 気象庁の気象情報

気象庁が発表する気象情報は、次のとおりである。市及び防災関係機関は、気象庁の防災情報提供システム（気象庁がインターネット（電子メール、We b）等で各種防災気象情報を自治体や防災機関向けに提供するシステム）等を活用してこれらの情報をリアルタイムに把握する。

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	大雨（土砂、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

※ 大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が発表される。

警報の発表基準をはるかに超える現象に対しては、下表の基準で特別警報が発表される。

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表。
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表。
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表。

※ 特別警報が発表された場合、市は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、ソーシャルメディア、広報車などの手段を用いて住民等への周知を行う。

(2) 八王子市の気象観測情報の活用

市は、八王子市及び気象庁が設置している観測機器を用いて、気象情報をリアルタイムに把握するほか、気象情報提供業務を委託している機関との連絡を通じ、情報の収集を行い、ゲリラ豪雨などの局地的な災害に対処するとともに、ホームページを利用し、観測情報の市民への周知を行う。

※市内の雨量観測所（テレメーター）は25か所〔内訳：市7、国8、東京都9、気象庁1〕

2 河川に関する情報

(1) 洪水予報

関東地方整備局と気象庁大気海洋部は、共同で多摩川及び浅川に関する洪水予報を行う。洪水予報は、予報地点の水位観測に基づき発表され、原則として東京都総務局より生活安全部防災課に伝達される。

(2) 緊急速報メール

京浜河川事務所は多摩川及び浅川の直轄区域が氾濫危険水位に到達し、河川氾濫のおそれがある場合、または河川氾濫が発生した場合、緊急速報メールを配信し、注意喚起を行う。

多摩川洪水予報及び浅川洪水予報の発表基準

洪水予報の種類	洪水予報の発表基準
多摩川 浅川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 浅川 氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
多摩川 浅川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき
多摩川 浅川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
多摩川 浅川 氾濫注意情報解除	氾濫注意水位を下回ったとき

多摩川洪水予報地点等（八王子市に關係するもののみ）

河川名	洪水予報実施区域					洪水予報地点
多摩川	左岸 東京都青梅市青梅大柳町 1575 番地先から海まで					調布橋
	右岸 東京都青梅市畑中 1 丁目 18 番地先から海まで					
洪水予報の基準水位						
観測所名	水防団(※1) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	位置
調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	河口から 59.4km

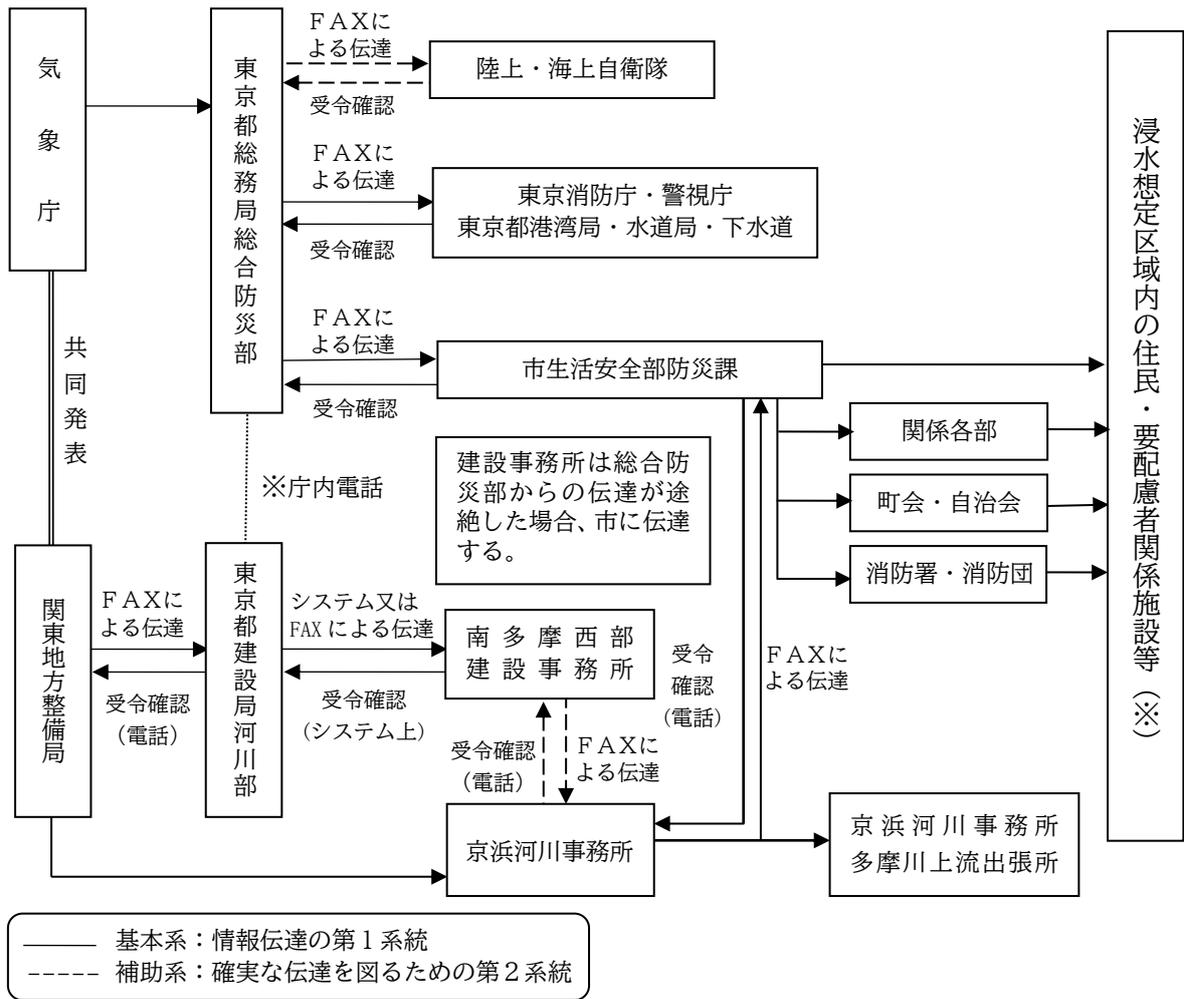
浅川洪水予報地点等（八王子市に關係するもののみ）

河川名	洪水予報実施区域					洪水予報地点
浅川	左岸 八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先から幹川合流点まで					浅川橋
	右岸 八王子市元本郷町 4 丁目 483 番地先から幹川合流点まで					
洪水予報の基準水位						
観測所 名	水防団(※1) 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画 高水位	位置
浅川橋	1.90m	2.20m	2.20m	2.60m (右岸11.8km) 平岡町※2	3.58m	幹川合流点から 11.4km

※1 本市における水防団は、市消防団が兼ねる。

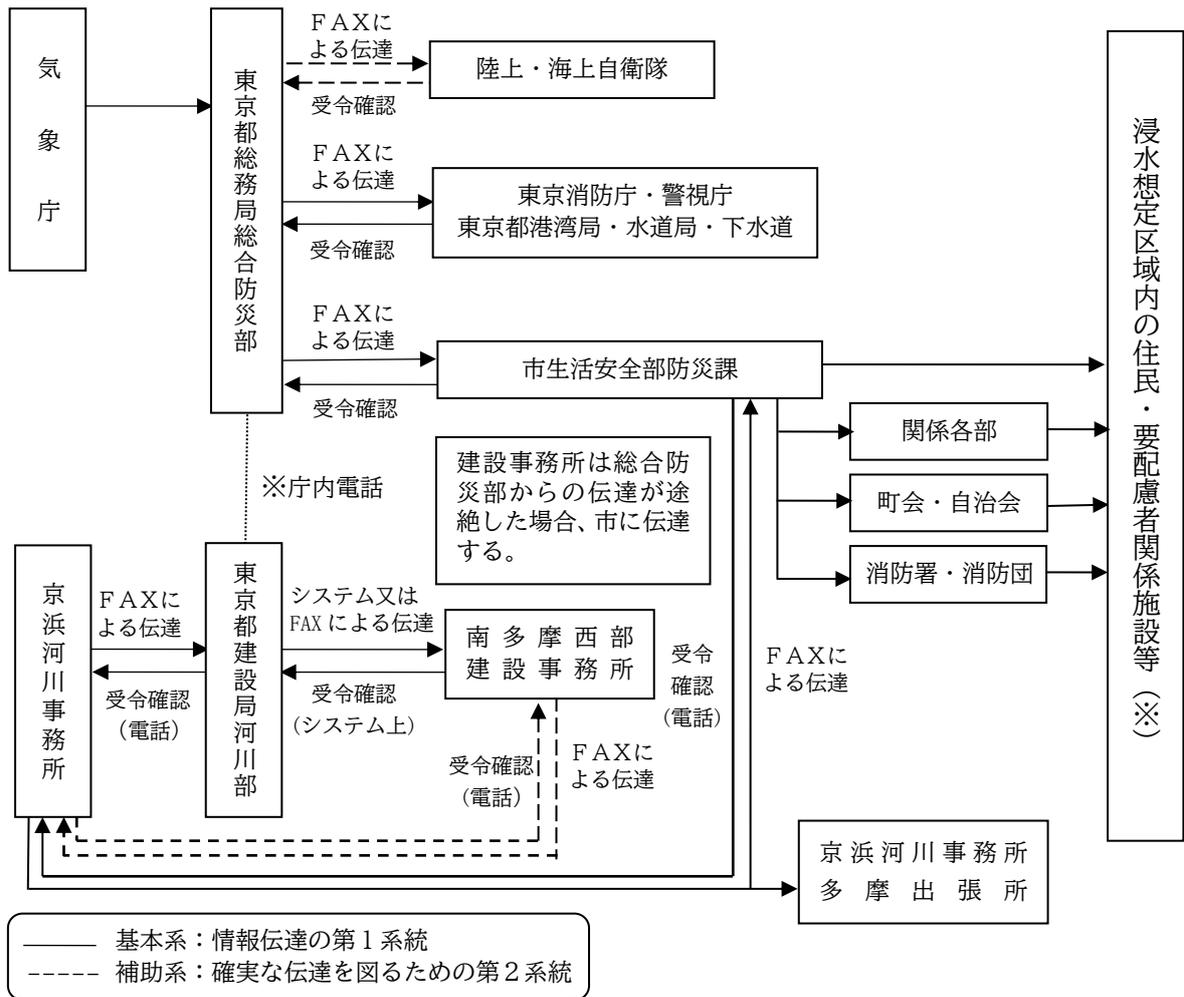
※2 ()内は、浅川橋観測所が氾濫危険水位に達すると()内の地点において氾濫の恐れがある。

多摩川洪水予報伝達系統図



※住民等への伝達は、避難情報に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。
 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で（水防法第15条参照）、市の関係各部から電話等で伝達する。

浅川洪水予報伝達系統図



※住民等への伝達は、避難情報に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。
 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設で（水防法第15条参照）、市の関係各部から電話等で伝達する。

(3) 水位通報

水循環部は、多摩川及び浅川以外の河川の水位について、状況に応じて生活安全部防災課に報告する。

なお、市内の水位観測所は30か所（内訳：市6、東京都19、国5）である。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は都知事は、水防管理団体の活動指針として、水防警報を発令する。

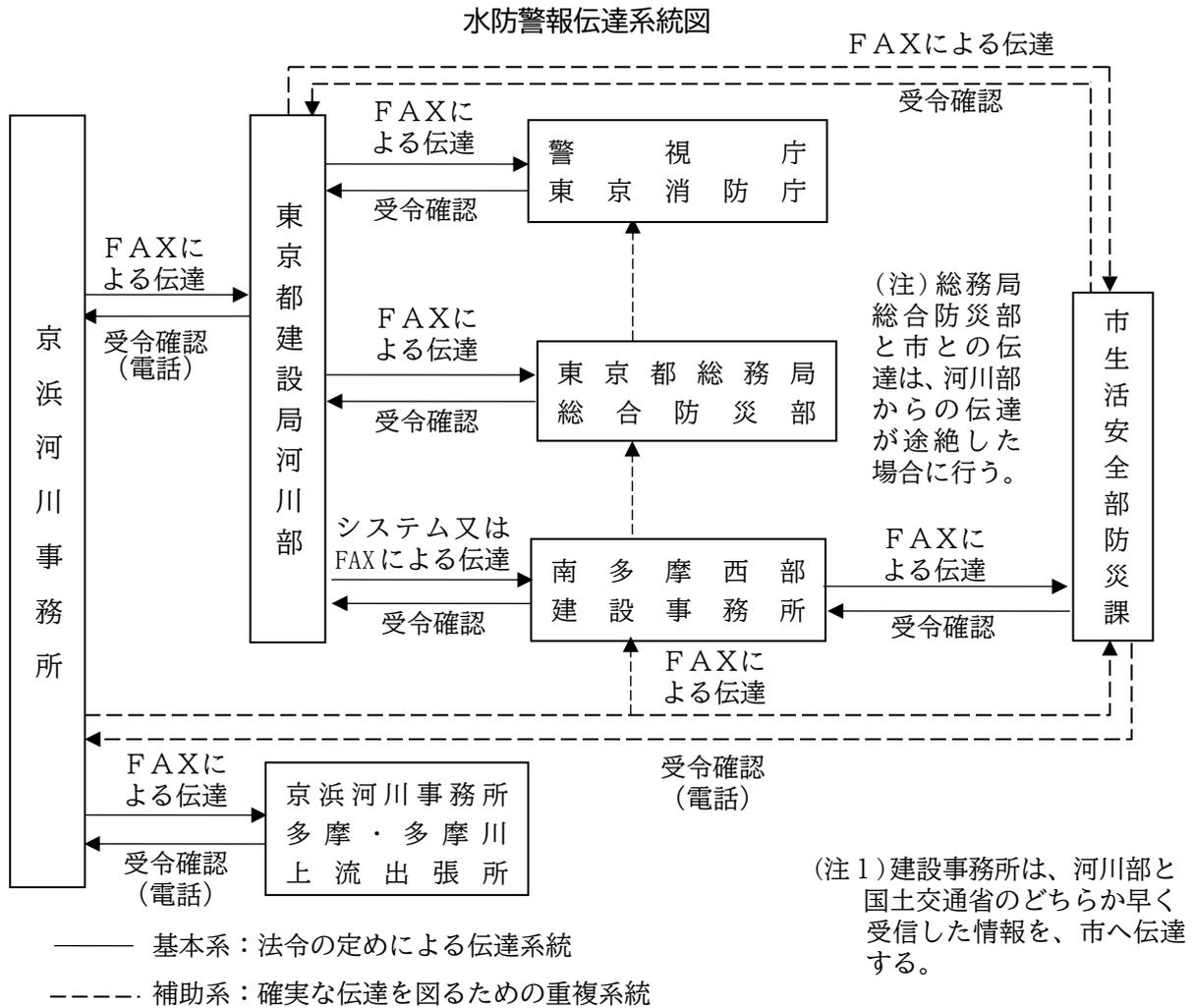
京浜河川事務所は、多摩川及び浅川を対象に水防警報を発令し、本市には、南多摩西部建設事務所及び東京都建設局より生活安全部防災課に伝達される。

種類	警報の内容	警報の発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤時間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

国土交通大臣（京浜河川事務所）が水防警報を行う八王子市内の河川

河川名	水防警報区			基準地点
多摩川	左岸	自至	青梅市大柳町 1575 番地先 福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋
	右岸	自至	青梅市畑中 1 丁目 18 番地先 あきる野市小川東 1 丁目 1 番地先	
浅川	左岸	自至	八王子市中野上町 4 丁目 3895 番地先 幹川合流点	浅川橋
	右岸	自至	八王子市元本郷町 4 丁目 483 番地先 幹川合流点	



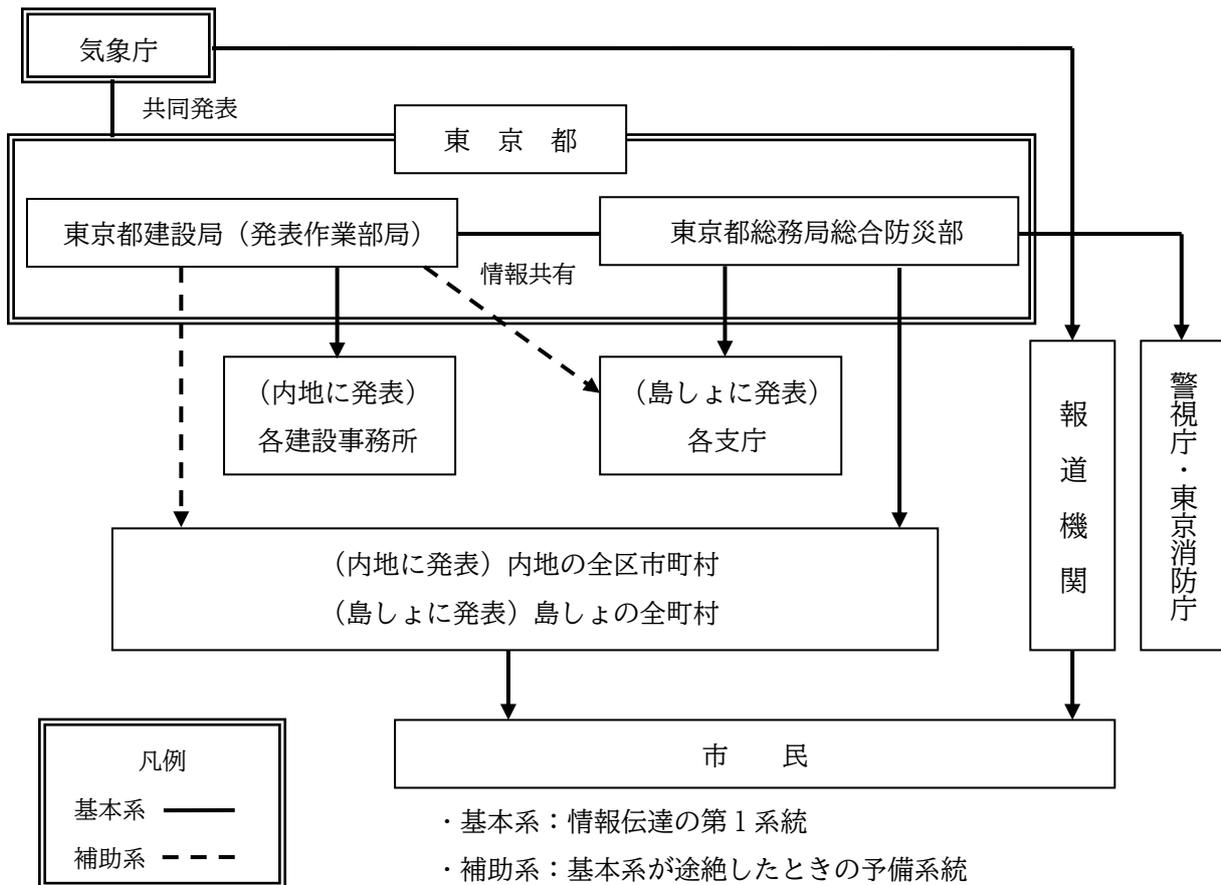
(5) その他の通報

市（生活安全部防災課）は、東京都水道局から南多摩西部建設事務所を通じて、小河内ダム放流通報又は羽村投渡堰洪水時堰払い通報を受けた場合、関係各部及び関係機関にその旨を連絡する。

3 土砂災害警戒情報

市（生活安全部防災課）は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域内等にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設、住民等に直ちにその旨を伝達する。なお、住民等への伝達方法は、避難情報の伝達に準ずる方法で行う（第9章 第2節 第2項「避難の指示等」参照）。

区 分	内 容
情報の特徴及び利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報の発表中に発表する。 ○ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする。）。 ○ 降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。 ○ 地震や大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象庁と東京都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過したとき発表する。 ○ 発表単位は区市町村別で、気象庁大気海洋部が東京都を通じて区市町村へ伝達。 ○ 東京都は、市や建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。 ○ 市は、土砂災害警戒情報を、土砂災害の危険性のある地域に居住する住民等に防災行政無線等により伝達する。



4 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

5 災害予警報等の伝達

市は、災害予警報及び災害原因に関する重要な情報について、東京都、警察署又はN T T等からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、市民に周知する。

第2節 水防警戒本部体制における活動

1 水防警戒本部の設置

市長は、生活安全部長からの気象状況等に関する報告を踏まえ、次のときに水防警戒本部を設置する。水防警戒本部長（生活安全部長）は、水防警戒本部の設置の決定に基づき、水防警戒配備態勢を基本として適切な水防非常配備態勢を指示し、関係各部の要員を確保する。

区 分	水防警戒本部の設置基準
設 置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域を含む地域に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「大雪」等のいずれかの警報が発せられ、今後さらに降雨等が予想されたとき ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」が発せられたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めるとき

2 各種情報に基づく活動指示

水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象や河川の各種情報を収集し、次のときに直ちに関係各部に準備及び出動を命じ、市内の水防機関等に対しても準備及び出動することを要請する。

準 備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「待機」又は「準備」が発せられたとき ○ 多摩川又は浅川に洪水予報が行われたとき ○ 多摩川又は浅川の河川水位が「水防団待機水位」に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき ○ その他気象状況等により、必要があると認めるとき
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多摩川又は浅川に水防警報の「出動」が発せられたとき ○ 多摩川又は浅川の河川水位が「氾濫注意水位」に達し、災害発生のおそれがあるとき ○ その他水防上必要と認めるとき

3 通信機器の点検等

関係各部は、災害発生に備え、所管する通信施設・設備の機能点検を行う。

契約資産部は、状況に応じて電話・FAX等の通信施設・設備並びに自家発電装置の機能確認を行う。

通信設備のうち防災無線の機能確認は、生活安全部、都市戦略部、契約資産部が連携して行う。

また、生活安全部は、防災無線の統制、無線機の管理等を行う。

4 車両、水防用資器材の確保

道路交通部は、部保有の車両により、状況に応じて各事務所等に備蓄されている水防用資器材の搬送準備を行う。資器材、車両が不足し、又はそのおそれがあるときは、契約資産部、資源循環部に確保・調達を要請する。

5 河川等の警戒巡視活動

水循環部、道路交通部及び消防団は、市内の水防上注意を要する河川等を巡視し、又は警戒員を配置して河川・水路施設被害、溢水・浸水箇所の状況把握及び警戒巡視を行う。

各部は所管施設周辺の被害状況等に関する情報収集などの警戒に当たる。異常を発見したときは直ちに水防警戒本部長（生活安全部長）に報告し、その指示により事態に即応した措置を講ずる。

なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、必要に応じて河川管理者等に連絡し、必要な措置を求める。

6 現場での浸水防御活動

水循環部及び道路交通部は、河川水位の上昇等により堤防等の施設が決壊又はこれに準ずべき事態（道路の冠水等）が発生するおそれがあるときは、水防警戒本部長（生活安全部長）の指示に基づき、消防団等と連携し、土のう積みなどその状況に適した工法をもって防御活動を行い、浸水被害の防止に努める。

7 活動報告、応援要請等

水循環部及び道路交通部は、警戒・防御活動の状況を、防災無線等により逐次、水防警戒本部に報告する。

水防警戒本部長（生活安全部長）は、各部の報告により、職員の応援体制を組む必要があると認めるときは、総合経営部に対し調整を指示する。

なお、水防警戒本部長（生活安全部長）は、気象及び河川等の状況を踏まえ、水防警戒本部体制では対応困難と認めるときは、市長に対し、その旨を報告する。

8 東京都との連携活動

東京都総務局（総合防災部）から派遣される情報連絡要員を活用し、東京都との連携を密にすることで円滑な応急対策の推進を図る。

第3節 水防対策本部体制における活動

1 水防対策本部の設置

市長は、気象及び河川等の状況に関する生活安全部長からの報告を踏まえ、次のときに水防対策本部を設置する。水防対策本部長（市長）は、水防対策本部の設置を決定したときは、水防第1非常配備態勢を基本として適切な水防非常配備態勢を指示し、要員を増強するとともに、直ちに関係各部に防御活動、避難者対応等を指示する。

水防対策本部の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防警戒本部では対応困難な災害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき ○ 水防警報の「指示」が発せられたとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他気象状況等により、必要があると認められたとき
-------------	---

なお、その後の推移により大規模な被害が発生するなど、水防対策本部体制では対応困難と認めるときは、災害対策本部を設置し、全市的な対応を行う。災害対策本部の設置・廃止の基準は、「第4章 第1節 災害対策本部の設置」のとおり。

2 河川の防御活動等

(1) 決壊等の防御活動

水循環部、道路交通部、まちなみ整備部、産業振興部は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、消防団等と連携して土のう積みなどその損傷の状況に適した工法をもって防御活動を行い、被害を最小限に止めるよう努める。

(2) 警戒区域の設定

水防対策本部長（市長）は、水防作業のために必要があるときは、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止、若しくは制限することができる。又、その区域内の居住者、若しくは水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(3) 警察への出動要請

水防対策本部長（市長）は、水防のために必要と認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防対策本部長（市長）又は警察及び消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係各所に通達し、相互に緊密な連絡をとる。

水防対策本部長（市長）及び消防機関の長は、決壊後であっても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

4 広報及び避難誘導等

水防対策本部長（市長）は、浸水被害の及ぶおそれがある地域又は大雪による孤立化のおそれがある地域等の住民に対し、防災行政無線等によりその状況を伝達するとともに、状況に応じて自主的な避難を呼びかける。

なお、事態が切迫し、市長が避難指示等を決定したときは、その旨を広報し、消防団等の協力を得て、避難者の誘導等を行う。

5 避難所の開設と避難者への支援

避難所運営職員は、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、避難所を開設して、避難者を受け入れる。

避難者に対しては、水防対策本部長（市長）の指示に基づき、食糧、生活物資等を提供する。

なお、要配慮者に対しては、避難スペースや提供する食糧、物資に適切な配慮を行うよう努める。

6 防疫、保健衛生活動

健康医療部は、環境部と連携し、感染症が発生することを防止するため、状況に応じて避難所等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除などの防疫方法について助言・指導を行う。また、健康医療部は、必要に応じ、健康調査及び健康相談等の保健衛生活動を行う。

なお、市のみでは十分な活動が困難と認めるときは、東京都保健医療局又は市医師会に協力を要請する。

7 清掃活動

大規模な災害により、多数の被害が発生した場合には、浸水家屋等から畳、家具などの大量のごみが廃棄されることが予想される。このため資源循環部は、被害状況に応じてごみの収集・処理計画を策定し、迅速な処理を行う。

なお、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な対応が困難と認めるときは、東京都環境局に応援協力を要請する。

8 水防活動の実施状況報告

市長（水防管理者）は、水防終了後3日以内に、「水防活動報告表」により、箇所ごとにとりまとめ東京都（建設局河川部）に報告する。なお、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで東京都本部（建設局河川部）に報告する。又、情報は逐次更新し、報告する。

第4節 地下空間、要配慮者利用施設及び大規模工場等の浸水警戒活動等

1 洪水に関する情報等の伝達

市は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域内に地下空間を有する施設、要配慮者施設及び大規模工場等がある場合は、その施設の管理者等に対し関東地方整備局等から得た洪水に関する情報を伝達する。地下空間の管理者等は、気象情報、洪水に関する情報等の収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対し、逐次、それらの情報を伝達する。

また、市は、浸水想定区域内等の社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設についての現状を把握し、施設管理者等が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の円滑かつ迅速な伝達に努める。

2 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水による被害が発生するおそれがあると認めるときは、防水扉、防水板、土のう等による浸水防止活動を行うとともに、消防署等に通報する。

3 避難対策

市長（水防管理者）は、特に必要と認めるときは、地下空間の利用者に対し避難指示等を行うとともに、消防団等を通じて適切な避難誘導を行う。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

第5節 土砂災害の警戒活動等

1 土砂災害警戒情報、気象情報等の伝達

生活安全部は、必要に応じて土砂災害警戒区域等の危険箇所の住民等に対し、防災行政無線・防災情報メール・緊急速報メール・ソーシャルメディア等を通じて、土砂災害警戒情報、気象情報等を伝達する。

土砂災害警戒区域等の危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（水循環部・道路交通部・生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（まちなみ整備部・生活安全部） ○ 山地災害危険地区（産業振興部） ○ その他危険と認める箇所
----------------	---

2 警戒活動

水循環部、まちなみ整備部及び道路交通部は、土砂災害警戒区域等の警戒巡視を行い、前兆現象等の把握に努める。

産業振興部は、山地災害危険地区について警戒巡視を行う。

関係各部は、土砂災害が発生、又はそのおそれがあるときは、消防団等と連携し、関係住民の避難誘導を行うとともに、危険斜面をビニールシートで覆い、ロープで立ち入り規制を行う等の応急安全措施を行う。

第6節 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

水防法の公用負担権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な土地の一時使用 ○ 土石、竹木、その他の資材の使用 ○ 土石、竹木、その他の資材の取用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両、その他の運搬具又は器具の使用 ○ 工作物その他の障害物の処分
------------	--	--

2 公用負担権限証明

市長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

3 公用負担命令票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡す。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において速やかに処理する。

4 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けたものに対しては、市は、時価によりその損失を補償するものとする。

第3章 関係機関の水防活動

章 の 概 要	水防の関係機関である消防、警察、東京都は、風水害に備えて、それぞれの体制を確立し、市と協力・連携して、適切な水防活動を行う。
------------------	--

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 消防機関の活動等	関係各部、消防団	東京都、消防、警察
第2節 東京都の活動等	関係各部	東京都 南多摩西部建設事務所
第3節 警察署の協力	関係各部	警察

第1節 消防機関の活動等

1 活動内容

- (1) 消防機関の長は、河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに市又は河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 水防上緊急の必要があるときは、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (3) 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (4) 消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (5) 消防機関の長は、市長（水防管理者）の出動要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行わなければならない。また、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

2 配備態勢

(1) 八王子消防署

ア 水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、大雨、洪水警報等が地域を限定して発表されたとき又は局地的な豪雨が予想されるときは、第九消防方面本部長又は八王子消防署長が、方面、署ごとに水防態勢を発令する。

なお、水防態勢が発令されたときは、関係機関と密接な連携を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢に備えるものとする。

イ 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢の発令は、警防本部長の命による。ただし、局地的な集中豪雨による被害の発生が予想され又は発生したときは、第九消防方面本部長又は八王子消防署長が、方面、署ごとに、水防第一非常配備態勢及び水防第二非常配備態勢を発令する。

態 勢	内 容	編 成
水 防 第 一 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 水防資器材の準備、点検整備及び救命ボート運用準備 ③ 関係機関との連絡、情報の収集 ④ 庁舎施設の防護 ⑤ 河川の巡視等による情報収集、水災発生危険箇所の把握及び広報 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	水防切替小隊 2 隊
水 防 第 二 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 水防部隊の編成及び署隊運用 ③ 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備 ④ 関係機関への連絡員の派遣 ⑤ 水防活動、被害状況等の把握 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 3 隊 監視警戒隊 8 隊 水防指揮隊 1 隊
水 防 第 三 非 常 配 備 態 勢	① 署隊本部機能の強化 ② 監視警戒への強化 ③ 関係機関への派遣連絡員の増強 ④ 水防活動、被害状況の把握 ⑤ 水防部隊の編成増強及び署隊運用 ⑥ 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 5 隊 監視警戒隊 11 隊 水防指揮隊 1 隊
水 防 第 四 非 常 配 備 態 勢	① 勤務時間外の職員、全員招集 ② 全水防小隊の編成 ③ 長期水防活動を行うために必要な交替要員の確立 ④ 応援態勢若しくは応援受入態勢の確立	署隊本部 水防切替小隊 4 隊 水防小隊 8 隊 監視警戒隊 11 隊 水防指揮隊 1 隊

(2) 市消防団

ア 市消防団の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示がない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生したときは、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

団本部は、分団からの通報を受けたときは、直ちに市長（水防管理者）及び八王子消防署長に通報するものとする。

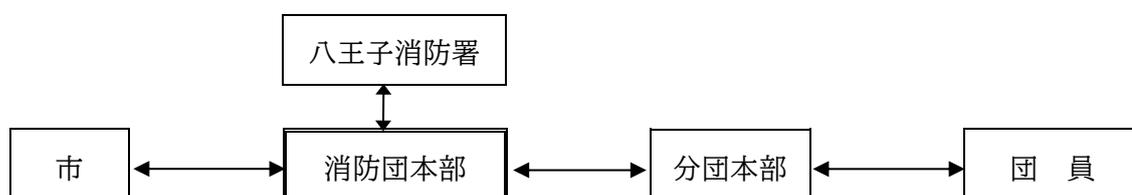
ウ 出動の指示

団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び八王子消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

分団長は、分団区域内に水災の発生のおそれが認められるとき、又は発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を、団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次により行うものとする。



オ 有線通信途絶の場合の連絡

有線通信施設が災害のため被害を受け、その機能を失ったときは、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、通信機能等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる態勢
準備	水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢
出動	消防団員が被害現場に出動する態勢
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

ク 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生したときは、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに、出動した場所及び出動団員数を団本部に報告し、団本部は、市本部及び消防署に通報する。

ケ 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員を配置して監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施したときは、その経過及び結果について、随時団本部に報告し、団本部は、市本部及び消防署に通報する。

サ 非常配備態勢

態 勢	内 容	編 成
水 防 第 一 非常配備態勢	① 団員の在宅措置及び招集準備 ② 分団区域内の巡視及び危険箇所の監視警戒 ③ その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	巡視警戒班 第1分団 } 各2コ班 第2分団 } 第3分団 } 各3コ班 } (1コ班3名) 第12分団 }
水 防 第 二 非常配備態勢	① 団員の半数を招集する。 ② その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	
水 防 第 三 非常配備態勢	① 全団員を招集する。 ② その他八王子消防署の主たる処置に準ずる。	

第2節 東京都の活動等

東京都（南多摩西部建設事務所）は、気象状況等により洪水等のおそれがあるときは、次の業務分担及び非常配備態勢により、所管区域についての水防活動を行う。

班 別	業務分担
所長・副所長	○ 総括指導
庶務班	○ 各班の連絡調整に関すること ○ 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること ○ 各班に属さないこと
情報連絡班	○ 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること（内水を含む） ○ 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料の収集、整理に関すること ○ 土砂災害警戒情報の収集、整理に関すること ○ 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること
技術班	○ 水防作業の技術援助及び指導に関すること ○ 水防実施状況の調査及び報告に関すること ○ 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること ○ 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること ○ がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること ○ 危険箇所の警戒巡視に関すること ○ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること ○ 工区班応援に関すること
工務班	○ 水防資器材の受払の調整に関すること ○ 水防資器材の配分、輸送計画に関すること

班 別	業務分担
工 区 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雨量、水位、潮位等の観測に関すること ○ 所管工事現場等の警戒巡視に関すること ○ 水防作業の技術援助及び指導に関すること ○ 公共土木施設の被害状況調査に関すること ○ がけ崩れの被害状況調査に関すること ○ 危険箇所の警戒巡視に関すること

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	<p>主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動用注意報が発表されたとき 2 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機または準備）が発表されたとき 	若 干 名
警 戒 配備態勢	<p>主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき 2 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき 3 東京都管理の水位周知河川に危険情報が発表されたとき 4 国管理・東京都管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、警戒情報（洪水警報）が発表されたとき 	水防要員の おおむね1／15
第一非常 配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、または発生したとき	水防要員の おおむね1／10
第二非常 配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね1／5
第三非常 配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員の おおむね1／3
第四非常 配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき	水防要員 全 員

注1) 水防要員は、異常気象が発生したとき、または発生が予想されるときには、気象情報に注意し、事態に即応した水防態勢ができるよう留意するものとする。

第3節 警察署の協力

1 応援出動

市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められたときは、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

2 警戒区域の設定等

水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立ち退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

3 優先通行等

水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かう者の通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

4 救助業務等

被災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第4章 災害対策本部体制

章 の 概 要	台風、豪雨及び大雪等による風水害に対しては、水防警戒本部及び水防対策本部の二段階で弾力的に対応するが、大規模な被害が発生するなど、全市的な対応が必要と認めるときは、災害対策本部を設置して応急対策活動を行う。
------------------	---

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害対策本部の設置	関係各部	
第2節 災害対策本部の運営	災对生活安全部、災対契約資産部、関係各部	関係機関

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に気象等に関する特別警報が発表されたとき ○ 市内の広範囲で大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき ○ 市内で災害救助法による救助が必要又はこれに準ずる災害が発生したとき ○ その他、市長が設置の必要があると認めたとき |
|--|

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎内に設置する。

2 現地災害対策本部等の設置

市長（本部長）は、災害等の状況に応じ、必要があると認めるときは、震災対策に準じて現地災害対策本部、現地活動本部を設置する。

3 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

災害対策本部の設置又は廃止に伴う通知等については、震災対策に準じて行う。

第2節 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長に事故があるときは、次の者が設置し、事後、速やかに市長の承認を得る。

設置、指揮の順位	① 生活安全部担当副市長	② 生活安全部担当外副市長
	③ 教育長	④ 生活安全部長
	⑤ その他先着上位の職員	

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の構成員は、次のとおりである。

なお、災害対策本部組織の詳細は、八王子市災害対策本部の組織図に示すとおりである。

区分	担当	主な任務
本部長	市長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	生活安全部担当副市長、生活安全部担当外副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本部付部門長	教育長	本部長、副本部長を補佐し、本部長、副本部長に事故あるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本部員	市各部の部長（室長、担当部長、局長を含む）、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、災害対策に係る協議を行うとともに、本部長の命を受け、担当部の職員を指揮監督する。 また、本部員のうち災対部長については、災対各部の分掌事項を統括する。
本部連絡員	本部員（各部長）が所属課長補佐・主査の中から指名した職員、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。
本部職員	各課長（課長級の職員がいない部、室、事務局は、部長級職員が本部職員を兼務）	本部員会議の決定事項及び本部員（部長）からの指示に基づき、所属職員を指揮監督する。 また、部内の調整については各部の庶務担当課長が行う。
	その他の職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

八王子市災害対策本部の組織図



注1) 部門長は担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。

注2) 土木・復旧部門の各部は、災害初動期においては主に被災者の救助・救援を行う。

注3) 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。

3 本部員会議

本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、市域の被害状況や各部の活動状況等の報告を受けるとともに、必要事項を協議し、活動方針の決定等を行う。

開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置後 ○ その他本部長が必要と認めるとき
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長、副本部長、本部付、本部員 ○ 本部員に事故あるときは、当該部の庶務担当課長
本部員会議事務局	○ 災対生活安全部、災対総務部
協議事項	<p>次の各事項に係る基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員非常配備態勢及びその廃止に関すること ○ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること ○ 避難情報に関すること ○ 災害救助法の適用に関すること ○ 東京都、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること ○ 業務継続計画の発動及び解除に関すること ○ その他災害対策の重要事項に関すること

4 関係機関からの本部連絡員の派遣

災害対策本部との連携を図るため、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

5 本部員会議室等の設置、資器材等の確保

災対契約資産部は、災害対策本部の設置が決定したときは、災対生活安全部及び災対総務部と連携し、次の措置を講ずる。

区分	内容
本部員会議室等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部員会議を開催する部屋の確保 ○ その他本部員会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保
資器材等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関連の情報を整理した地図、資料等 ○ 住宅地図、その他地図類 ○ パソコン関連機材 ○ ホワイトボード等の表示装置 ○ コピー機等の複写装置 ○ カメラ、ビデオ、ICレコーダー等の記録装置 ○ 関係機関、協力団体等の連絡先リスト ○ 各種報告様式等 ○ その他必要資器材等

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「八王子市災害対策本部の分掌事務」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

なお、災害対策本部等の本部体制が未設置の場合においても、災害予防や防御活動等の各種災害対応が必要な場合には、本分掌事務を準用し、関係各部が災害対応にあたるものとする。

※ 風水害の分掌事務は、基本的に地震災害と共通であるが、災害復興に関することは除外している。

ただし、河川決壊等による大規模浸水など、広大な範囲にわたり住宅地が壊滅的被害を受けた場合は、震災との相違点を踏まえた上で、第3編及び第6編を準用し災害復興事業を行う。

八王子市災害対策本部の分掌事務（1）

部名	平常の行政組織	区分	分掌事務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災对生活安全部	生活安全部 選挙管理委員会事務局 監査事務局	○	災害対策本部の運営の総合調整に関すること			
			本部員会議等の庶務に関すること			
			防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関すること			
			帰宅困難者対策に関すること			
			避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること			
			災害救助法の適用に関すること			
			災害関連情報の収集の総括に関すること			
			報道機関への発表に関すること			
			防災無線の統制活用に関すること			
			東京都知事への要請、他市町村等との相互協力及び応援、並びに民間協力団体等への協力の要請に関すること			
			災害派遣受入れ用地確保に関すること			
			防犯対策に関すること			
			前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること			
			他の部の所管に属さないこと			
災対戦略部	都市戦略部 デジタル推進室 総合経営部 議会事務局	○	災害広報に関すること			
			報道機関との連絡調整に関すること			
			被害状況等の撮影及び記録に関すること			
			重要な情報システムの復旧及び機能確保に関すること			
			被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること			
			市議会との連絡調整に関すること			
			職員の応援体制に関すること			
			国、東京都等への陳情に関すること			
			見舞者、災害視察者等の応接に関すること			
			本部長及び副本部長の健康管理その他支援業務に関すること			
災対市民活動推進部	市民活動推進部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
			避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
			避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
			八王子周辺の大学等への協力要請に関すること			
			仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
			市民活動団体（NP0等）との協力に関すること			
			町会及び自治会に関すること			
			外国人への支援に関すること			
			女性に係る相談に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
			災害ボランティアセンターの運営の協力に関すること			
			地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
			避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること						
災対総務部	総務部	○	災害対策本部の運営の協力に関すること			
			災害救助法、その他災害関連法規に関すること			
			職員の安否確認、動員及び服務に関すること			
			職員応援の総合調整に関すること			
			災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること			
			災害派遣職員の受入れに関すること			
			合同慰霊祭等儀式に関すること			
			災害関連情報の収集の協力に関すること			
災害広報の協力に関すること						

八王子市災害対策本部の分掌事務（2）

部名	平常の行政組織	区分	分掌事務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災対契約資産部	契約資産部		○ 本庁舎の被害状況把握等に関する事			
			○ 本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関する事			
			○ 車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事			
			○ 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事			
			○ 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事			
			○ 災害対策に必要な用地等の総合調整に関する事			
			○ 被災住宅の応急修理に関する事			
			○ 応急仮設住宅の設営に関する事			
			○ 市有建物の修理（他の部に属するものを除く。）に関する事			
			○ 被災建築物応急危険度判定の協力に関する事			
			○ 被災建物の解体（市が実施するものに限る。）に関する事			
			○ 応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事			
			○ 市の燃料の調達に関する事			
災対財政部	財政部		○ 被害状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関する事。			
			○ 災害関連情報の整理及び提供に関する事			
			○ 被害等に関する調査の総合調整に関する事			
			○ 罹災証明書等の交付に関する事			
			○ 租税の減免等に関する事			
			○ 要搜索者名簿の作成の協力に関する事			
			○ 災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関する事			
			○ 災害救助法適用に係る帳票調製に関する事			
災対市民部	市民部		○ 要搜索者名簿の作成に関する事			
			○ 帰宅困難者対策に関する事			
			○ 事務所の修理に関する事			
			○ 被災者相談、要望等の受付に関する事			
			○ 仮設住宅の入居希望者の受付に関する事			
			○ 遺体収容所の設置及び運営に関する事			
			○ 災害死亡者に係る情報の収集に関する事			
			○ 遺体の火葬及び埋葬に関する事			
			○ 被害状況の調査その他災害情報の収集の協力に関する事			
災対福祉部	福祉部		○ 救援救護対策の総合調整及び計画に関する事			
			○ 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関する事			
			○ 日本赤十字社との連絡調整に関する事（医療に関するものを除く。）			
			○ 救助物資の確保・調達の協力及び配布に関する事			
			○ 義援金の受領及び配分の計画に関する事			
			○ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付けの計画に関する事			
			○ 高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び介護に関する事			
			○ 福祉避難所の確保及び運営に関する事			
			○ 被災者生活再建支援金の支給に関する事			
			○ 要搜索者名簿の作成の協力に関する事			
			○ 遺体の火葬、埋葬の協力に関する事			

八王子市災害対策本部の分掌事務（3）

部名	平常の行政組織	区分	分掌事務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災対健康医療部	健康医療部	○	医療救護対策に関すること			
			医療に係る救護所の設置及び運営に関すること			
			医療品、衛生材料及び資器材の調達に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
			保健対策の総合調整及び計画に関すること			
			防疫対策に関すること			
			災害時の動物対策に関すること			
			所管施設の災害予防及び復旧に関すること			
			災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること			
災対子ども家庭部	子ども家庭部	○	園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること			
			応急保育の実施に関すること			
			乳幼児及び児童に係る相談に関すること			
			避難所の運営の協力に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
			応急教育の協力に関すること			
			応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること			
災対産業振興部	産業振興部	○	食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること			
			農林業及び商工業の災害応急対策に関すること			
			観光客等対策に関すること			
			避難所の開設及び運営に関すること			
			避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
			避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
			地域内輸送拠点の設置及び運営に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
災対資源循環・環境部	環境部 資源循環部	○	災害時の環境保全及び環境回復に関すること			
			生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること			
			被災地の消毒等防疫対策に関すること			
			遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関すること			
			倒壊建物生理め等被災者の救出に関すること			
			重傷被災者等の搬送に関すること			
			応急給水の実施の協力に関すること			
			地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
水災循環部対	水循環部	○	応急給水に関すること			
			災害時のトイレ対策に関すること			
			土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること			
			災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること			
災対拠点都市整備部	都市計画部 拠点整備部	○	交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること			
			臨時ヘリポートの開設に関すること			
			被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること			
			災害時の交通規制の実施の協力に関すること			
			倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
			重傷被災者等の搬送の協力に関すること			

八王子市災害対策本部の分掌事務（4）

部名	平常の行政組織	区分	分掌事務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災対 まちなみ整備部	まちなみ整備部	○	土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること			
			危険建物、危険区域等の安全確保に関すること			
			被災建築物応急危険度判定に関すること			
			被災宅地の危険度判定に関すること			
			市営住宅に関すること			
			被災者への住宅供給に関すること			
			応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関すること			
			倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
			重傷被災者等の搬送の協力に関すること			
災対 道路交通部	道路交通部	○	道路、堤防、橋りょう等の被害状況把握に関すること			
			危険建物、危険区域等の安全確保に関すること			
			緊急輸送道路の確保に関すること			
			代替交通手段の確保に関すること			
			貸出用自転車の提供に関すること			
			水防活動に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
			土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること			
			倒壊建物生理め等被災者の救出の協力に関すること			
重傷被災者等の搬送の協力に関すること						
会 計 部 対	会計部	○	現金の出納及び保管に関すること			
			指定金融機関等との連絡調整に関すること			
			災害対策に係る決算に関すること			
災対 学校教育部	学校教育部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
			避難所の開設及び運営に係る総合調整に関すること			
			避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
			避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
			仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
			児童及び生徒の安否確認等に関すること			
			被災児童及び生徒の救護に関すること			
			被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること			
			応急教育に関すること			
			帰宅困難者の対応の協力に関すること			
			災害派遣職員の受入れの協力に関すること			
			避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
			臨時ヘリポートの開設の協力に関すること			
被災者への応急給食の実施と食支援に関すること						

八王子市災害対策本部の分掌事務（5）

部名	平常の行政組織	区分	分掌事務	主な活動時期		
				初動	応急	復旧
災対生涯学習スポーツ部	生涯学習スポーツ部	○	避難所の開設及び運営に関すること			
			避難指示等発令時の避難誘導に関すること			
			避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること			
			仮設住宅の入居希望者の受付に関すること			
			文化財等の被害状況把握及び保全に関すること			
			帰宅困難者の対応に関すること			
			災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関すること			
			地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること			
			災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること			
			遺体収容所の設置の協力に関すること			
			応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること			
			避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること			
			臨時ヘリポートの開設の協力に関すること			
			学童保育所入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関すること			
災対消防部	消防団	○	災害及び火災の警戒及び防御に関すること			
			救急救助に関すること			
			避難者の誘導に関すること			
			災害情報の収集及び伝達に関すること			
			行方不明者及び遺体の捜索に関すること			
			その他消防団活動に関すること			
各部共通		○	部内職員の配備に関すること			
			緊急応援職員に関すること			
			所管施設、事項の被害調査に関すること			
			所管施設の応急復旧に関すること			
			部内の応援協力に関すること			
			本部長、部門長の指示に基づく他部の応援協力に関すること			

7 東京都本部派遣員の派遣

本部長は、東京都本部から要請され、東京都本部との連絡調整にあたる職員の派遣が必要と認める場合は、課長級以上の職員から派遣員を指名する。

第5章 情報の収集、調査、報告等

章 の 概 要	<p>台風、豪雨及び大雪等による風水害に備え、気象情報等の連絡体制を確立し、災害が発生したときには、迅速に被害情報等を収集、調査するとともに、これらを取りまとめて東京都へ報告する。</p> <p>また、土砂災害や地下空間の浸水に備え、関係者への情報伝達や警戒活動等を行う。</p>
------------------	--

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 情報連絡体制の確立	関係各部	各関係機関
第2節 被害情報等の収集、報告	災对生活安全部、災対財政部、関係各部	各関係機関
第3節 各種の被害調査及びとりまとめ	災对生活安全部、関係各部	各関係機関
第4節 東京都、国への被害報告	災对生活安全部	東京都総務局
第5節 住家の被害認定調査	災対財政部	消防署

第1節 情報連絡体制の確立

1 連絡窓口の統一

災対各部及び関係機関は、災害時の相互連絡窓口の統一を図るため、災害情報通信用電話番号を指定するとともに、通信事務従事者を配置し、通信連絡に従事させる。なお、指定する電話番号は、原則として、NTTに事前登録された災害時優先電話を発信用、それ以外の一般電話から受信用として指定する。

2 通信機能の確保及び通信手段の活用

災害時には、震災対策に準じて通信機能の確保を行うとともに、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	災害時優先電話	
	専用回線FAX	事務所
	行政情報ネットワーク(LAN等)、インターネット	庁内・各出先機関等

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
無線	東京都防災行政無線※	東京都、関係機関、東京都内市町村
	市地域防災無線	避難所、市内関係機関、災害現場等
	市防災行政無線	屋外拡声子局及び戸別受信機で地域住民等や避難所等の公共施設への一斉通報
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

※ 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

3 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、非常・緊急通話、他機関の通信設備等の活用など、震災対策に準じて通信機能の確保を行う。

また、災对生活安全部は、水防本部に引き続き、防災無線の統制、無線機器の管理を行う。

第2節 被害情報等の収集、報告

1 関係各部の報告

関係各部は、速やかに関係機関、関係団体等と協力し、所管施設、所管事項を中心とした被害情報を収集するとともに、応急対策の活動状況とあわせて、災对生活安全部に報告する。

被害情報等の第一報は、覚知後1時間以内に行い、災害発生当日については、1時間ごとに定時報告を行う。

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
各部	所属する職員が見聞きした情報を収集、整理し、災对生活安全部に報告する。	
災対安全 総務部	東京都、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 消防署に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を東京都及び総務省消防庁に報告する。	
各事務所	所管区域内の災害情報の収集を行い、災对生活安全部に報告する。	

2 災対財政部の調査、報告

災対財政部は、本部長の指示に基づき、被災地の被災状況など災害情報の収集を行い、災对生活安全部に報告する。

また、効果的な応急対策活動を行うため必要があると認めるときは、本部長は災対財政部に被災地の現地調査を指示する。

調査事項	<input type="checkbox"/> 人的被害の状況	<input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害の発生状況
	<input type="checkbox"/> 住家等の被災状況	<input type="checkbox"/> 市民の避難状況、避難の必要性
	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況	<input type="checkbox"/> 道路・橋りょう等の交通施設被害状況
	<input type="checkbox"/> 救助及び医療救護活動の必要の有無と状況	
	<input type="checkbox"/> 各部の応急対策の活動状況	<input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等の被害状況
	<input type="checkbox"/> その他必要と認める事項	

3 同一河川・圏域・流域情報の共有

市は、同一河川・圏域・流域情報（※）に関して、市域の情報収集、報告（入力）を円滑に行い、上流の情報を本市の災害対策に活用するとともに、本市の情報を下流の市区町村が有効活用できるように協力する。

区分	内容	
河川・圏域・流域名	多摩川沿川	大田区、世田谷区、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、立川市、府中市、昭島市、調布市、国立市、狛江市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、奥多摩町 以上 17 区市町
	浅川圏域	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市 以上 5 市
共有情報	<input type="checkbox"/> 同一河川・圏域・流域市町が発令した避難指示等 <input type="checkbox"/> 同一河川・圏域・流域市町からの浸水状況報告等 <input type="checkbox"/> 避難が必要な区域 <input type="checkbox"/> 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況 <input type="checkbox"/> その他	

※ 同一の河川や流域では、豪雨による洪水や氾濫が同時若しくはわずかな時間差で起こる可能性があるため、東京都は同一の河川・圏域・流域の範囲を定め、同報FAX等で域内の区市町村の避難指示等に有用な情報を提供することとしている。

4 新たな手法による情報収集

市は、被害情報の収集を行う際、必要に応じてドローン等を活用した直接目視による収集のほか、LINE等のSNSを活用して市民から情報収集を行う。

第3節 各種の被害調査及びとりまとめ

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、被害等に関する調査の総合調整を担う災対財政部と連携のうえ、所管施設、所管事項等に関する被害調査を震災対策に準じて行う。

災对生活安全部は、各部からの被害情報や応急対策の活動状況を取りまとめるとともに、本部長に報告する。各部は所管施設周辺の災害情報を取りまとめ、災对生活安全部へ報告する。

活動期	とりまとめの留意点	
初動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 応急対策実施上利用可能な施設、設備、人員、資器材等の把握	○ 被害情報が集まらない地区の把握 ○ 被害情報に関する確認・未確認の把握
応急期	○ 市全体の被害の状況	○ 各事項の詳細な内容の整理

第4節 東京都、国への被害報告

1 東京都への被害報告

災対生活安全部は、東京都災害情報システム（DIS）を活用し、次の事項を東京都へ報告する。ただし、システム障害等により入力できない場合は、東京都防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。また、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を東京都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に対し報告を行う。なお、報告様式等は、災害報告取扱要領（東京都総務局総合防災部）の定めるところによる。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

2 国への被害報告

災対生活安全部は、国の火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後原則として30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告は、原則として電子メールで行うが、電子メールが使用不能な場合は、迅速性を最優先に電話等通信可能な方法により報告する。

第5節 住家の被害認定調査

災対財政部は、多数の家屋が被災したときは、東京都、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、被災地の概況調査とは別に、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、罹災証明書の発行等のため、震災対策に準じて住家の被害認定調査を行う。

第6章 災害広報・広聴

章 の 概 要	台風、豪雨及び大雪等による災害に備え、警戒時には気象情報や危険箇所に関する情報等を市民へ広報するとともに、大規模な災害が発生した場合には、被害の状況、復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供する。
------------------	---

項目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害広報・広聴	災対戦略部、災对生活安全部	各関係機関
第2節 報道機関との連絡調整 及び報道発表	災对生活安全部、災対戦略部	報道機関

第1節 災害広報・広聴

1 市民への広報活動及び災害の記録

災対戦略部及び災对生活安全部は、広報時期や要配慮者に配慮して、適切な内容及び方法により広報活動を行う。関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を災対戦略部に提供する。

そのため、関係各部は、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等に努める。

時 期	広 報 内 容
警 戒 活 動 期 又 は 発 災 直 後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模・気象・水象等の情報 ○ 高齢者等避難又は避難指示及び避難方法等 ○ 要配慮者への支援に関する情報 ○ 被害状況や危険箇所に関する情報 ○ 災害時における心構え
応 急 対 策 活 動 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模・気象・水象等の情報 ○ 被害状況・道路交通状況等 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 食糧・飲料水の供給等の生活関連情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ その他必要な事項

項 目	内 容
広 報 手 段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線 ○ 防災情報メール ○ ホームページ ○ 緊急速報メール ○ ソーシャルメディア ○ コミュニティFM（臨時災害放送局が開設している場合を含む。） ○ 広報車 ○ 市職員等による口頭連絡 ○ 広報紙 ○ ケーブルテレビやラジオ、テレビ等の放送
広 聴 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者からの相談、要望、苦情などを受け、適切な措置を実施する。

2 関係機関の広報活動

市及び関係機関は、災害の状況に応じて相互に連携し、広報活動を行う。

関係機関名	主な広報内容
消 防	気象・水位の状況、水災及び土砂災害に関する情報、被災者の安否情報、水防活動状況、救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
警 察	気象・水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し、被害状況・治安状況・救助活動及び警備活動、感電・転落・でき水等による事故防止及び防疫に関する注意の喚起、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止等
東京都水道局（多摩水道改革推進本部）	水道施設の被害状況及び復旧見込み、災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の実施方法、水質についての注意等
東京都下水道局（流域下水道本部）	下水道施設の被害状況、復旧の見通し 下水道使用自粛等の協力要請、使用制限等
東京都生活文化スポーツ局	外国人への災害情報の提供等
東京電力パワーグリッド	電気による二次災害等を防止するための方法、避難時の電気安全に関する心構えについての情報、電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ	通信の疎通及び利用制限の措置情報・設備復旧の見通し等、災害用伝言ダイヤル等の開設及び利用案内
KDDI	通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請
ソフトバンク	通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況、災害用伝言版及び音声お届けサービス等の協力要請等
東京ガスグループ	被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し
JR東日本、京王電鉄、高尾登山電鉄、多摩都市モノレール	災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等
中日本高速道路	応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等
京王電鉄バス、西東京バス、神奈川中央交通	災害情報、車両の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等

3 市民からの広聴活動

市民からの広聴活動は、震災対策に準じて行う。

第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表

報道機関との連絡調整及び報道発表は、震災対策に準じて行う。

第7章 応援要請

章の概要	<p>大規模な風水害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、東京都、他市町村、民間団体、事業所等の応援活動が不可欠であり、そのために速やかに応援要請並びに受け入れを行う。</p> <p>また、ボランティアや民間非営利団体（NPO）は、柔軟性やきめ細やかな特性をもち、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割を果たすものである。このため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行う。</p>
------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	災対生活安全部、関係各部	東京都、自衛隊
第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請	災対生活安全部、関係各部	東京都、関係自治体等
第3節 ボランティア等の活動支援	災対福祉部、災対市民活動推進部、関係各部	市社協
第4節 労働力の確保	災対総務部、関係各部	東京都、東京労働局
第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	災対生活安全部、関係各部	警察署、消防署、東京都在日米軍、在日大使館等

第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等

1 派遣要請依頼及び自主派遣

市長は、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊への災害派遣要請は、災対生活安全部が、震災対策に準じて行う。

なお、防衛大臣又はその指定する者並びに自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、都知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施することができる。

部隊名等	時間内連絡先	時間外連絡先
陸上自衛隊第1施設大隊 (東京都練馬区)	第3係主任又は連絡幹部 048 (460) 1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048 (460) 1711 内線 4898
航空自衛隊 (作戦システム運用隊) (横田)	企画部長又は防衛班長 042 (553) 6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊 当直 042 (553) 6611 内線 2348

2 活動内容及び派遣部隊の受け入れ

自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

災対生活安全部は、自衛隊の派遣が確定したときは、関係各部と連携し、受け入れ体制を準備する。

自衛隊の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の把握 ○ 水防活動 ○ 応急医療、救護、防疫 ○ 救援物資の無償貸付、譲与 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の援助 ○ 消防活動 ○ 人員及び物資の緊急輸送 ○ 危険物の保安、除去 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者等の搜索援助 ○ 道路、水路の啓開 ○ 被災者生活支援 ○ その他臨機の措置等
連絡窓口	災対生活安全部から連絡担当者を定め、自衛隊に連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。		
受け入れ準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業についての計画を作成する。 ○ 関係各部と連携し、必要な資器材を準備する。 ○ 関係各部と連携し、作業に関係する施設の管理者等の了解を得る。 ○ 災対都市計画・拠点整備部に連絡し、ヘリポート開設の準備をする。 		
派遣部隊活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上柚木公園 ○ 北野多目的広場 ○ 富士森公園 ○ 滝ガ原運動場(原則使用しない) <p>※ 上記以外にも状況に応じて、市が指定する場所とする。</p>		

3 経費の負担区分及び撤収要請

災害派遣部隊が活動に要した経費負担は、原則として市が負担する。複数の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

市長は、災害派遣部隊の撤収を要請するときは、都知事及び派遣部隊長と協議の上行う。

第2節 国、東京都、他市町村、民間団体等への応援・協力要請

国、東京都、他市町村（相互応援協定の締結市町村を含む）への応援、職員の派遣要請等については、震災対策に準じて行う。

また、民間団体、事業所等への協力要請についても、震災対策に準じて行う。

第3節 ボランティア等の活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置及び一般ボランティアの活動支援

災対福祉部は、必要に応じて市社協に対し、一般ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、市社協と連携し運営を行う。災害ボランティアセンターは被災状況に応じ、被災地のニーズの把握やボランティア活動の円滑な実施が図られるよう被災地域近くに設置することとし、市内に複数箇所被災地域が存在する場合には、設置は3箇所までとする。

災害ボランティアセンターは、震災対策に準じて一般ボランティアの活動支援を行う。

2 専門ボランティア等の活動

東京都は「東京都防災ボランティアに関する要綱」等に基づき、防災（語学）ボランティア、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティアの確保に努めており、関係各部署は、必要に応じて、これら事前登録された専門ボランティアの支援要請を行う。日赤においても、それぞれ事前登録されたボランティアは、自主的に活動を行う。

また、東京消防庁災害時支援ボランティア（八王子消防ボランティア）は、震度6弱以上の地震が発生したとき、その他大規模自然災害が発生したときに、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集して、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを行う。

（資格等については第3編第4章第4節「ボランティア等の活動支援」を参照）

その他の専門ボランティアについては、状況に応じて関係各部署が受け入れ等の対応を行う。

その他の専門 ボランティア の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等） ○ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等） ○ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等） ○ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等） ○ 語学ボランティア（語学能力を有する者） ○ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
---------------------------	---

3 市民活動団体（NPO等）への活動支援等

災対市民活動推進部は、災対福祉部と連携し、NPOなど市民活動団体に関する連絡調整、受け付け、活動支援等を行う。

第4節 労働力の確保

各部署が行う災害対策のために必要な労働者については、市職員や防災関係機関、民間との連携協力により確保することが基本である。

しかし、市独自で困難若しくは不足を生じる場合は、震災対策に準じて関係機関に要請し、労働者の確保を行う。

第5節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ

市長（本部長）は、応援の申し出を受け、受け入れる必要があると認めるときは、連絡員を指名し、受け入れ体制を確保する。災対生活安全部は、応援隊の案内や配置、活動拠点の提供等に努める。

なお、大規模災害発生時、東京都は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図ることとしている。また、東京都は、平常時から防災訓練等を通じ在日米軍や海外からの救援部隊の受入体制の整備に努めることとしている。

第8章 災害救助法の適用

章 の 概 要	<p>大規模な風水害時の災害救助は、災害救助法により国の責任において行われる。</p> <p>災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続き等については、第3編 震災応急対策計画 第5章に示したとおりであり、ここでは、そのあらましのみを示す。</p>
------------------	--

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 災害救助法の適用申請	災对生活安全部	東京都総務局
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	災对生活安全部、災対財政部、関係各部	東京都総務局

第1節 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用基準及び申請等

災害救助法の適用基準に基づく適用申請並びに適用申請の特例は、災对生活安全部が、震災対策に準じて行う。

2 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となるが、都知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市長は、その他の事務についても、都知事が行う救助を補助するものとする。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき市町村の責務として市長が応急措置を行うこととなる。

3 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、震災対策に示したとおりである。

なお、救助の程度、方法及び期間については、都知事が定め、区市町村や関係機関に通知することとなっている。災害救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、その基準の変更を申請できる。申請は都知事に対して行うが、期間の延長は定められた救助期間内に行う必要がある。

第2節 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告及び救助実施状況の報告は、震災対策に準じて行う。

第9章 避難対策

章の概要	<p>風水害から市民を守るために、市長は必要に応じて国が策定したガイドライン等に準じて、高齢者等避難又は避難指示を発令し、安全な場所に避難誘導を行う。</p> <p>また、事前避難した市民や家屋等が被害を受けて住めなくなった市民を臨時に受け入れ、保護するために、担当者を派遣して避難所を速やかに開設する。</p>
------	--

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 事前避難	災对生活安全部	警察署
第2節 避難の体制及び避難指示等	災对生活安全部	警察署、消防署、自衛隊
第3節 避難誘導	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対消防部	警察署、消防署、自主防災組織
第4節 避難場所等の開設・運営	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、避難所主管部外の避難所運営職員	施設管理者、教職員
第5節 避難所の開設・運営	災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部、避難所主管部外の避難所運営職員、関係各部	施設管理者、教職員、ボランティア、自主防災組織
第6節 被災者の他地区等への移送	災对生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部	東京都、警察署、消防署、自衛隊、自主防災組織
第7節 帰宅困難者対策	災对生活安全部、災対市民部	東京都、JR東日本、京王電鉄、警察署、消防署、事業所等

第1節 事前避難

1 避難場所等の定義と状況

本市では、被災者の生命と身体の安全を保護するため、風水害時の避難場所等を次のように区別しており、災害の状況に応じて、これらを有効に活用して避難対策を行う。

区 分	指定緊急避難場所・指定避難所の定義 (避難場所 ・ 避難所)	指定施設
指定緊急 避難場所 (一時避難場所)	避難指示等を発令した際に、避難する場所として開設する施設。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校、市民センター等を指定
指定避難所 (避難所)	大規模災害時に住家を失った市民等が臨時に生活を行う施設(屋内)。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校、市民センター等を指定
指定福祉避難所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための避難所である。なお、受け入れる被災者等は事前に特定をする。	市内の特別支援学校
協定福祉避難所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための二次的な避難所である。	市内協定先の社会福祉施設等
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。	J:COM ホール八王子(市民会館)、芸術文化会館(いちようホール)等を指定

※緊急避難先

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、市民が時間的に余裕がないなどの理由から指定緊急避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に避難をする場所をいう。

なお、本市独自の取組みとして行うことから、災害対策基本法等の法令に基づく指定は行わない。

2 事前避難

台風、大雨等による浸水やがけ崩れ等の危険から、自主的に避難を希望する市民に対しては、必要に応じて自主避難場所を開設し提供する。

第2節 避難の体制及び避難指示等

1 避難場所開設の体制及び準備

風水害時における避難場所の開設は、地震時とは異なり、事前の気象情報等から想定される災害規模に応じて、準備を進める必要がある。

(1) 開設が必要な避難場所数等は、想定される災害の規模によって変わることから、2段階のプランに分けた体制をあらかじめ定め、円滑な避難場所の開設・運営を行う準備体制を構築する。

プラン	避難場所数	想定する災害の規模
プラン 1	26 施設 程度	大雨、洪水、暴風警報の発表の可能性が高く、かつ市内に被害が想定され、高齢者等避難または避難指示を発令する見込みが高い場合
プラン 2	43 施設 程度	プラン1の状況かつ、特別警報の可能性が示唆されているなど、事前の気象状況等によって、市内の広範囲で明らかに大きな被害が想定される場合

- (2) 避難場所開設の要否、又は開設の適用プラン決定後も、不測の事態に備え、関連所管で密接に連携し、必要な対応を行う。

2 避難の指示等

(1) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令

市長は、緊急避難の必要を認めるときは、タイムラインを基本とし、高齢者等避難、避難指示を発令する。また、災害が発生又は切迫している状況で立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し場合は緊急安全確保を発令する。

災対生活安全部は、市長が避難指示等を発令するときは、災対戦略部、関係機関等と連携し、その事務及び広報伝達を行う。

避難指示等の広報伝達は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、モバイルアプリ、ソーシャルメディア、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、ケーブルテレビやテレビ・ラジオ等放送機関その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努める。

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者に対しては、地域住民等の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：気象状況悪化 ○ 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○ 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の判断は、次の指標等を目安とするが、判断にあたっては、上流域の雨量、水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難情報等と発令基準例

避難情報等	発令基準例
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に達したとき ○ 水位観測所の水位が堤防等の高さを超え、氾濫している可能性があるとき ○ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まるとき ○ 大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表されたとき ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ○ 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 土砂災害の発生が確認された場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達していないが、氾濫開始相当水位に達する見込みがあるとき ○ 氾濫危険情報が発表されたとき ○ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ○ 【警戒レベル4】避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○ 水位情報がないような中小河川において、洪水警報の危険度分布が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報「洪水」）となったとき ○ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が発表されたとき ○ 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき ○ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ○ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき ○ 避難の必要が予想される各種警報等が発せられたとき ○ 同一河川・圏域・流域市町における情報により避難の必要が予想されるとき

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき ○ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき ○ その他、市民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき（洪水予報河川については、さらに水位の上昇が見込まれるとき） ○ 氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報「洪水」）が発表されたとき ○ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される時 ○ 水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき ○ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき ○ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時 ○ 水位情報がないような中小河川において、洪水警報の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「洪水」）となったとき ○ 洪水警報が発表されたとき ○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となったとき ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される時 ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている時 ○ その他避難準備の必要が予想される各種情報を収受、又は気象警報が発せられたとき ○ 高齢者等の要配慮者の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認めるとき

水防信号	
出動信号	<p>半鐘 ●—● ● ●—● ● ●—● ● （2点、1点斑打3分間）</p> <p style="text-align: center;">^約5秒</p> <p>サイレン ●— ●— ●— （3分間）</p> <p style="text-align: center;">v約6秒休み</p>
危険信号	<p>半鐘 ●—●—●—● ●—●—●—● （4点、3分間）</p> <p style="text-align: center;">^約20秒</p> <p>サイレン ●— ●— ●— （5分間）</p> <p style="text-align: center;">v約10秒休み</p>

※水防信号は、市の望楼及び消防機関の営造物に備付の半鐘又はサイレンによって行う。

（東京都水防信号等に関する規則第2条による）

(2) 高齢者等避難又は避難指示の内容等

高齢者等避難又は避難指示は、次の内容を明らかにして行い、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

高齢者等避難 又は避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難対象地域（町丁目名、施設名等） ○ 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等） ○ 避難先（避難場所の名称、避難方法※等） ※ 外が危険な場合は、屋内の高いところ（垂直避難）に避難（屋内安全確保） ○ その他避難行動時の注意事項（携行品、要配慮者への支援呼びかけ等）
------------------	--

(3) 東京都への報告

災对生活安全部は、避難の措置及び解除について、震災対策に準じて速やかに東京都に報告し、記録する。

3 警戒区域の設定

市民の生命を守るために特に必要と認めるときの警戒区域の設定については、震災対策に準じて行う。

第3節 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

(1) 避難誘導の方針

避難指示等が発令されて対象地域内の市民等が避難するとき、又は避難所が危険となり、他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行う。

避難誘導 の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況が許す限りあらかじめ経路の安全を確認する。 ○ 避難は原則として徒歩とする。 ○ 携帯品は必要最小限のものに限定する。 ○ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の避難を優先する。
-------------	---

(2) 市の活動

市及び災対消防部（消防団）は、消防署、警察署、自主防災組織等と連携し、任務分担に基づき避難誘導を行う。

なお、避難の状況については、適宜、災对生活安全部へ報告する。

(3) 消防署、警察署の活動

区分	活動内容
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を市、警察署等に通報する。 ○ 上記の避難路等の安全確保に努める。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により、避難指示等の伝達を行う。

区 分	活 動 内 容
警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等が発令されたときは、市、関係機関等と協力し、あらかじめ指定された避難所に誘導し収容する。 ○ 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 浸水地では、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難指示等に従わない者には、説得に努め避難するよう指導する。

(4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者、責任者等は、必要に応じ、職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導する。

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

携 帯 品 等 の 目 安	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） ○ 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 ○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等 ○ 携帯、携帯のモバイルバッテリー及び充電器 ○ マスク、体温計（感染症流行時） ○ 家族に要配慮者がいるときは、その援護に必要なもの ○ その他現金等少量の貴重品以外の荷物は携行しないこと
------------------	---

第4節 避難場所等の開設・運営

1 避難場所の開設

避難場所の開設は、第2節第1項のとおり、事前の気象情報等から想定される災害規模に応じて決定した適用プランに応じた避難場所の開設を行う。開設にあたっては、避難所主管部外の職員も含めた避難所運営職員がそれぞれ施設管理者等の協力を得て実施することを基本とする。また、勤務時間内において緊急に避難場所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

2 避難場所開設の報告

避難所運営職員は、避難場所を開設したときは、震災対策の避難所運営に準じることを基本とし、避難所主管部を通じて災対生活安全部に報告を行う。

災対生活安全部は、東京都福祉局、警察署、消防署等に報告する。東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

避難場所開設 の報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び収容人数 ○ 開設予定期間
-----------------	--

3 避難者の受け入れ

避難者（帰宅困難者を含む）の受け入れは、震災対策の避難所運営に準じて行う。

4 避難場所の運営

震災対策の避難所運営に準じることを基本とし、避難所運営職員が施設の責任者や災害対策本部と連携して、円滑な運営に努める。なお、避難場所開設等に関して応援が必要と判断される場合は、早急に他部への応援要請を行い、避難場所運営の体制の充実を図る。

また、災対福祉部等の協力を得て、要配慮者に対して適切な配慮を行うとともに、被災者の多様な性の在り方も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。また、必要に応じて市内の社会福祉施設等を福祉避難所として確保する。

5 感染症流行時における避難場所運営

新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症が流行しているときは、震災対策の避難所運営に準じた感染症対策を行う。

6 緊急避難先の開設

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、避難場所等に時間的に余裕がないなどの理由から避難が困難となった避難者の緊急的かつ一時的な避難先として、事前に協定等で締結した公共又は民間施設等の開設に努める。開設については、本市で定めた避難場所開設プラン2を決定した場合とする。

なお、市民がその場に留まる期間は、周囲の危険が無くなり、自宅や避難場所等に移動が可能になった時までとする。

第5節 避難所の開設・運営

風水害により、居住が困難となる住家等の被害が発生した場合は、必要に応じて、住家を失った市民等が臨時に生活する場として、避難所を開設する。また、避難所の開設判断を行う際は、第13章第6節第2項の公営・民間住宅の提供等による住宅支援も考慮の上、総合的に開設の必要性を判断する。

なお、避難所の開設・運営にあたっては、原則として、震災対策に準じて対応する。

第6節 被災者の他地区等への移送

1 孤立地区からの全集落集団避難

災对生活安全部は、土砂災害等により市内の山間部において、全集落集団避難が必要となった場合は、東京都、自衛隊、バス輸送業者等関係機関に協力を要請し、おおむね以下のとおり行う。

- 移送先となる避難所は、集落単位に受け入れ可能な施設を最優先し、必ずしも同一事務所管内にある指定避難所にこだわらないものとする。
- 移送手段は、バス、ヘリコプターを活用する。

2 市外他地区への移送

本部長（市長）は、市内の避難所への受け入れが困難な被災者について、市外他地区（近隣の非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送を、知事（東京都福祉局）に要請する。

移送方法は、東京都と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都財務局調達のバス等を中心に、東京都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

この場合、本部長（市長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

第7節 帰宅困難者対策

風水害により鉄道等の交通機関が不通となり、自ら滞在する場所を確保できない帰宅困難者が多く発生した場合は、必要に応じて震災対策に準じた対応を行う。

第10章 救助・救急・消防活動等

章の概要	大規模な風水害では、浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等により、要救助者が発生する事態が予想される。市は、これらの被災者を救助するため救助班を編成し、出動する。救助班は、災対消防部（消防団）、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、救助・救急活動を行う。行方不明者は、警察署が市と連携して把握し、関係機関等の協力を得て搜索活動を行う。
------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 救助・救急活動の実施	災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部 災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、建設業協会、市民、自主防災組織、事業所
第2節 行方不明者の搜索	災対市民部、災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、自主防災組織
第3節 消防活動の実施	災対消防部	消防署等

第1節 救助・救急活動の実施

1 救助情報の収集

浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等による要救助者を発見した者は、市、消防署、警察署等へ通報し、通報を受けた機関は関係する機関と情報を共有することに努める。

2 市の救助活動

市（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、震災対策に準じて、救助班の編成、救助活動の実施、応援要請を行う。

3 消防署・警察署の救助活動等

消防署、警察署は、災対消防部（消防団）、市の救助班、自主防災組織等と連携・協力し、被災者の救助活動等を行う。

機関名	活動内容
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

機関名	活 動 内 容
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。 ○ 負傷者は、直ちに応急措置を施し現場救護所や医療機関に引継ぐ。 ○ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ○ 救出救助にあたっては、市や消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。

4 市民、自主防災組織、事業所の救助活動

市民、自主防災組織、事業所は、連携して地域及び事業所内の被害状況を把握し、要救助者の発見に努める。

浸水、土砂崩れ、樹木の倒壊、建物の損壊等による要救助者を発見した場合は、可能な限り協力して救助を行うとともに、消防署、警察署等へ通報し、救助隊が到着したときは、その指示に従い救助・救急活動に協力する。

5 救急活動

市の救助班（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、状況に応じて自主防災組織や付近の住民の協力を得て、被災現場から最寄りの現場救護所まで救助者を搬送する。

重傷者などを後方医療施設へ収容する必要があるときは、消防署等へ搬送を要請する。

第2節 行方不明者の搜索

1 行方不明者の把握等

警察署は、市（災対市民部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、震災対策に準じて、行方不明者の名簿を作成する。

また、状況に応じて、災対福祉部は高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認を震災対策に準じて行う。

2 行方不明者の搜索

警察署は、行方不明者名簿に基づき、消防署、自衛隊、災対消防部（消防団）、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行う。

第3節 消防活動の実施

状況により、火災等が発生した場合の消防活動については、「第5編 危機管理（大規模事故等応急対策）計画（第4章 第7節 消防活動）」に準じて行う。

第11章 医療救護活動

章 の 概 要	<p>大規模な風水害により、多数の負傷者が発生した場合には、状況に応じて市医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、医療救護活動を行う。また、医療施設に重症者等を搬送する。</p> <p>なお、避難所開設が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルヘルスケアなどの対応を行う。また、山間部等で孤立化した集落には、ヘリコプターを活用した救護体制を確保する。</p>
------------------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 派遣要請及び連絡調整	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、 市薬剤師会、東京都
第2節 医療救護所の設置	災対健康医療部	
第3節 医療救護活動の実施等	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、 市薬剤師会、柔道整復師会、消 防署、東京都
第4節 被災者の保健対策	災対健康医療部	東京都
第5節 山間部における医療救 護活動	災対健康医療部	市医師会、市歯科医師会、 東京都

第1節 派遣要請及び連絡調整

1 市の要請

災対健康医療部は、災害により多数の負傷者が発生した場合は、市医師会等に対し、医療救護所への医師等の派遣を要請する。

また、上記だけでは不十分と判断したときは、地域災害医療コーディネーターを通じ東京都に医療チーム等の派遣を要請する。

東京都は、地域災害医療コーディネーターを通じ派遣要請があったときに、医療チームを派遣する。

2 医師会の対応

市医師会は、市から医療救護活動の要請を受けたとき、又は市医師会長が必要と認めるときは、震災対策に準じて運営体制等を確立する。

第2節 医療救護所の設置

災対健康医療部は、被害状況に応じ、市医師会と連絡をとり、震災対策に準じて医療救護所を設置するとともに、負傷者の受け入れ環境を整える。

なお、医療救護所を設置したときは、災対戦略部と連携し、速やかにその旨を市民に周知する。

第3節 医療救護活動の実施等

1 医療救護活動

医師等は、派遣された医療救護所において、震災対策に準じて医療救護活動を行う。

2 医薬品、衛生材料及び資器材の使用方針

医療救護所における医薬品、衛生材料及び資器材は、震災対策に準じて調達・確保し、使用する。

3 重傷者の搬送

医療救護所から救急医療機関等への重傷者の搬送は、震災対策に準じることを基本とし、消防署等に要請する。また、ヘリコプターによる搬送が必要である場合は、医師等と協議したうえ、要請する。

第4節 被災者の保健対策

災対健康医療部は、次の役割を担い、保健対策を総合的に推進する。

- ① 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- ② 避難者や在宅生活者の健康相談
- ③ 環境・食品営業施設等の監視指導等
- ④ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- ⑤ 保健衛生全般に関する「情報センター」としての被災住民や営業施設等に対する必要な情報提供
- ⑥ 被災者に対する適切な保健衛生活動のための関係機関との連携

1 避難所等での保健予防活動

災対健康医療部は、避難所生活が長期化するときには、避難者の健康相談、保健予防活動等のため市の保健師を中心として、保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。

保健活動班の活動内容は、震災対策に準じて行うものとする。また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行う。

2 メンタルヘルスケア

災対健康医療部は、震災対策に準じてメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

3 透析患者等への対応

災対健康医療部は、透析患者、在宅難病患者等への対応に関しては、医師会等並びに関係各部・機関と協力し、震災対策に準じて行う。

4 在宅人工呼吸器利用者への対応

在宅人工呼吸器利用者への対応は、震災対策に準じて行う。

5 医療情報の提供

医療情報の提供は、震災対策に準じて行う。

第5節 山間部における医療救護活動

山間部では、風水害等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがある。孤立地区における負傷者への応急医療活動は、まずその地区内で行うが、地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。この場合、ヘリコプターを活用して、災害拠点病院等へ搬送し救命医療を施す必要があるが、地区によってはヘリコプター離着陸場がない場合もある。そのため、以下のとおり行う。

1 医療スタッフの派遣等

- (1) 災対健康医療部は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を地域災害医療コーディネーターを通じ東京都に要請する。
- (2) 東京都は、要請に応じ東京都立病院機構、東京都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療チームを派遣する。

2 ヘリコプターの活用

- (1) 災対健康医療部は、災对生活安全部を通じて、東京都に対しヘリコプターによる負傷者等の搬送を要請する。
 - (2) 東京都は、市から要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関に搬送する。
 - (3) 東京都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においてもヘリコプターの活用を図る。
 - (4) ヘリコプター離着陸場がない場合は、ヘリコプターのホイスト(※)を行える地点を確保する。
- ※ 救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

3 ドローンの活用

市は、土砂災害や大雪などによる交通途絶や通信線の断線等により孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品や医療資器材、緊急物資等の搬送体制を整える。

第12章 交通・輸送対策

章の概要	大規模な風水害時には、被災地区の状況に応じて必要な交通規制が実施され、また、道路の障害物等を除去して道路交通を確保するとともに、必要な車両、人員等を確保し、緊急輸送を行う。また、必要に応じて地域内輸送拠点や臨時ヘリポート等を設置する。
------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 交通情報の収集、道路規制	災対都市計画・拠点整備部、 災対道路交通部	警察署、道路管理者
第2節 道路交通の確保等	災対道路交通部、災対契約資産部	警察署、道路管理者、 建設業協会
第3節 緊急輸送の実施等	災対契約資産部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部	協定締結団体等

第1節 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集、交通輸送計画

災対都市計画・拠点整備部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

2 警視庁の交通規制

広域的な災害発生の場合、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な交通規制を行う。

被災地及びその周辺を管轄する警察署は、安全で円滑な交通を図るため、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等の適切な交通規制を行う。

なお、交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

3 その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

災対道路交通部は、震災対策に準じることを基本とし、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

4 アンダーパス部の交通規制

道路管理者等は、異常な豪雨時に冠水のおそれがあるアンダーパス部（※）のパトロールの強化等を行い、必要に応じて交通規制を行う。

※ アンダーパス部：主要幹線道路や鉄道などと立体的に交差する道路で、路面の高さが前後と比べて低くなっている箇所

5 交通規制の実施

警察は、交通規制の要員確保や装備資器材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努める。

災対都市計画・拠点整備部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努める。

交通安全協会は、緊急交通路の確保のために、震災対策に準じて、交通規制の支援活動を行う。

なお、警察、市は、交通規制の実施状況に関し、広報活動を通じて運転者等へ周知する。

6 代替交通手段の確保要請

災対都市計画・拠点整備部は、災害の状況により震災対策に準じて、関係機関に代替交通手段の確保を要請する。

第2節 道路交通の確保等

1 道路交通の確保

災対道路交通部は、国・東京都の道路管理者及び警察と連携して市域の道路被災状況を把握し、交通規制や交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線、放置車両や立ち往生車両等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等作業により被災地区の道路交通を確保する。

なお、各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

2 除雪の実施

(1) 道路管理者

災対道路交通部は、降雪による被害が発生又は発生するおそれがある場合は、各道路管理者と連携して、道路交通等の確保に向けた凍結防止剤の散布・除雪を行う。

(2) 除雪路線

災対道路交通部は、各道路管理者等と連携して駅周辺やバス路線などの幹線道路、救急病院へのアクセス道路、緊急輸送道路、孤立可能性地区などを優先して除雪を行う。

(3) 市民等による除雪活動

市民は、自宅付近の生活道路等について、自助・共助による除雪に努めるとともに、市は、共助による除雪に対して必要な支援を行う。

3 緊急通行車両の確保

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があり、この場合の緊急通行車両の確認申請については、災対契約資産部が、震災対策に準じて行う。

第3節 緊急輸送の実施等

関係各部は、各部の車両により必要な輸送活動を行うが、不足するときは災対契約資産部にその旨を連絡する。

災対契約資産部は、必要に応じて災害対策に必要な車両・燃料の確保、配車並びに輸送業者との委託業務に関する事務等について、震災対策に準じて行う。

また、状況に応じて地域内輸送拠点を開設する場合は災対産業振興部が、臨時ヘリポートを開設する場合は災対都市計画・拠点整備部が、それぞれ震災対策に準じて行う。

第13章 各種応急対策活動

章 の 概 要	大規模な風水害時には、必要に応じて避難者等に対し、飲料水、食糧、生活物資の供給を行うとともに、被災者の各種相談等を受け付ける。また、その他状況に応じて、家屋が被害を受けて住めなくなった被災者に対する住宅の提供、浸水地区での消毒等の防疫活動、保健衛生等及び清掃活動、遺体の収容・火葬等、被災者のための各種応急対策活動を行う。
------------------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 水の確保、供給	災対水循環部	東京都（多摩水道改革推進本部）、協定締結団体等
第2節 食糧の確保、供給	災対産業振興部、避難所運営職員	東京都、協定締結団体等
第3節 生活物資の確保、供給	災対産業振興部、災対福祉部	東京都、協定締結団体等
第4節 金融対策	災対会計部	指定金融機関等
第5節 被災者相談	災対戦略部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部、避難所運営職員	
第6節 住宅対策	災対まちなみ整備部、災対契約資産部	東京都、建設業協会等
第7節 防疫・保健衛生等及び清掃活動	災対健康医療部、災対資源循環・環境部、災対道路交通部	東京都、市薬剤師会等
第8節 遺体の収容、火葬等	災対市民部、災対福祉部、災対資源循環・環境部、災対消防部	東京都、警察署、消防署、市医師会等

第1節 水の確保、供給

東京都は、給水機能が停止したときには市と連携して応急給水計画を策定し、災害により水の確保が困難となった被災者に対し、東京都と市の役割分担に基づき、災害時給水ステーション（給水拠点）、同（車両輸送）及び同（避難所等）により応急給水活動を行う。

なお、東京都と市で十分な給水活動が困難なときは、震災対策に準じて災害時給水ステーション（給水拠点）を開設するなど適切な方法により給水活動を行う。

第2節 食糧の確保、供給

災対産業振興部は、本部長の指示に基づき、災害により食糧の確保が困難となった被災者に対し、防災倉庫の備蓄食糧や市内の協定締結団体等から調達した食糧の供給を行う。

避難所運営職員は、避難者や自主防災組織等から協力を得て、炊き出しを行う。

なお、市のみで十分な食糧調達が困難なときは、震災対策に準じて東京都、近隣市町村等に調達を要請するなど適切な方法により食糧の供給を行う。

また、食糧の供給にあたっては、乳児や高齢者など要配慮者への配慮を行う。

第3節 生活物資の確保、供給

災対産業振興部は、本部長の指示に基づき、災害により生活物資の確保が困難となった被災者に対し、防災倉庫の備蓄品や市内の協定締結団体等から調達した生活物資の供給を行う。

また、生活物資の供給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対産業振興部と協議の上で災対福祉部が行う。

なお、市のみで十分な生活物資の調達が困難なときは、震災対策に準じて東京都、近隣市町村等に調達を要請するなど適切な方法により生活物資の供給を行う。

第4節 金融対策

災対会計部は、市内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被災者に対する臨時措置（通帳等紛失に対する対応、被災者向け特別融資等）の実施状況を調査し、被災者総合相談窓口や避難所等へその情報を提供する。

第5節 被災者相談

1 被災者総合相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせや各種相談に1つの窓口で対応するため、震災対策に準じて、被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の職員を配置する。

避難所では、避難所運営職員が被災者の各種要望や相談を受け付けて対応する。

なお、これらの相談等にあたっては、要配慮者へも配慮し、実施する。

2 対応事項

被災者総合相談窓口で扱う事項は、以下のとおり。

対応事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者の捜索受け付け ○ 被災住宅の応急修理や消毒受け付け ○ 家屋・敷地内への流入土砂の対応受け付け ○ 土砂をかぶった家財の処分受け付け ○ 罹災証明書の発行 ○ 埋火葬許可証の発行 ○ 災害弔慰金等の申し込み受け付け ○ その他相談事項受け付け
------	--

第6節 住宅対策

1 被災宅地の危険度判定

災対まちなみ整備部は、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、震災対策に準じて危険度判定実施本部を設置するなど必要な措置を講ずる。

危険度判定実施本部は、危険度判定の作業体制を確立し、危険度判定士は、被災宅地の危険度判定を行う。

判定結果は、3種類（「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」）の判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

2 公共、民間住宅の確保

災対まちなみ整備部は、震災対策に準じることを基本とし、家屋が被害を受けて住めなくなった被災者に対して、東京都と連携・協力し、公共住宅（市営住宅、都営住宅、独立行政法人都市再生機構・公社住宅等）の空き家を住宅として確保し、入居者の募集、選定を行うとともに、入居者管理のために必要な帳票を整備する。また、状況に応じて東京都や関係団体と連携・協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、借り上げ等により被災者に提供することを検討する。

3 被災住宅の応急修理等

災対契約資産部は、東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者リストを参考に、市（災対契約資産部）独自のリストを作成する。作成されたリストを参考に被災者が業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

応急修理の対象者等は、震災対策に準じて行う。

また、被災状況により応急仮設住宅を建設する場合は、震災対策に準じて行う。

4 市営住宅の応急修理

災対まちなみ整備部は、震災対策に準じることを基本とし、危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な市営住宅について、建設業協会等に依頼して応急修理を行う。

第7節 防疫・保健衛生等及び清掃活動

災対健康医療部は、災害時の役割（第11章 第4節「被災者の保健対策」参照）を担い、災対資源循環・環境部と協力して防疫、保健衛生対策を総合的に推進する。

1 消毒の実施

災対資源循環・環境部は、震災対策に準じることを基本とし、必要に応じて災対健康医療部と連携して消毒班を編成する。なお、災対健康医療部は、避難所などにおける消毒などの防疫方法について助言・指導を行う。薬剤・資器材は、市が保有するものを使用するが、不足するときは、東京都及び市薬剤師会等に調達を要請する。また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導する。

2 避難所の防疫、保健活動

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、防疫班を編成し、消毒班・保健活動班等と協力して避難所の防疫、保健活動を行う。また、市の対応能力では十分でないとき、東京都へ協力を要請する。

3 感染症対策

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、必要に応じて消毒班を編成し、医療救護班、保健活動班と連携して被災住民の健康調査、健康相談を行い、被災地の感染症発生状況を把握する。入院を要する感染症患者は、迅速かつ安全に移送するとともに、市民に対し感染症予防の周知・教育を行う。また、市のみでは十分な対応が困難と認めるときは、東京都へ協力を要請する。

4 避難所の衛生管理

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、避難所運営職員と協力し、避難所の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行う。また、必要に応じて東京都へ衛生管理に関する指導を要請する。

5 食品の安全確保

災対健康医療部は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもと震災対策に準じて食品の安全確保のための活動を行う。

6 水の安全対策

災対健康医療部は、必要に応じて「環境衛生指導班」を編成し、震災対策に準じて水の安全確保のための助言・指導を行う。

7 公衆浴場等の確保

災対健康医療部は、市内の公衆浴場、温泉施設の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、被災住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努める。

8 動物救護

災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、東京都に準じて必要な体制を確保し、東京都や関係団体と協力して、負傷又は逸走した飼育動物の保護・救護を行う。

9 堆積土砂等の除去

災害により市道や市施設等に流入した土砂等は、市民生活の早期の復興に向け、速やかかつ計画的に除去するため、施設管理者及び災対道路交通部、災対資源循環・環境部、災対水循環部など関連する災対各部が連携して対応する。

また、住家等に流入した土砂等は、その所有者または管理者が除去するのが原則であるが、災害救助法が適用された場合、または災害救助法が適用されていない場合にあっても下記の要件を満たし、市長が必要と認めた場合には、災対生活安全部が指名した災対部は、同じく指名された災対各部で構成する専門チームを設置し、ボランティア等と連携し土砂等の除去等を行うものとする。

(1) 住家障害物の対象

次の全てに該当すること。

ア 個人が所有する住家等であること。

イ 所有者・管理者、ボランティア等だけでは対応が困難な規模であること。

ウ 被害認定調査により半壊以上の罹災証明書が発行されていること。

エ 国、東京都、その他の機関による除去の対象となっていないこと。

オ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 人命への危険が見込まれる場合

(イ) 撤去されないことが日常生活に著しい影響を及ぼす場合

(ウ) 公益上の重大な支障（二次災害の発生危険や一般の交通、公衆衛生、都市施設の機能に重大な支障をきたす等）がある場合

(2) 所有者又はボランティア等が除去した土砂の処分等

専門チームは、被災地の近隣に土砂等の一時仮置き場を設置し、所有者又はボランティア等が回収した土砂等の受入れを行う。

また、様々な事情により、自ら一時仮置き場へ土砂等の搬入が困難な住家に対して、土砂等の回収を行う。ただし、所有者又はボランティア等は土砂等を容易に回収可能な状態にしたうえで、依頼を行う。

専門チームは土砂の最終回収場を設置し、受入・回収を行った土砂の処分を行う。

10 道路関係等障害物の除去

災対道路交通部は、震災対策に準じることを基本とし、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに東京都建設局に報告するとともに、所管する道路及び公共土木施設等の敷地内にある障害物について除去する。また、関係機関と協力の上、除去する。

11 生活ごみ・災害廃棄物の処理

災害時における生活ごみ・災害廃棄物の収集・処理は、震災対策に準じることを基本とし、災対資源循環・環境部が被災状況を踏まえて、迅速に行う。

12 し尿の処理等

災害時におけるし尿の収集・処理は、災対水循環部が被災状況を踏まえて迅速に行う。また、雨水が便槽に流入したものについては、市民からの要請に基づき、できる限り早急な収集に努める。なお、災害により仮設トイレの設置等、その他のトイレ対策が必要となった場合は、震災対策に準じて行う。

第8節 遺体の収容、火葬等

1 遺体の搜索

警察署は、災害による周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対し、消防署、災対消防部（消防団）、自衛隊等の協力を得て、搜索活動を行う。警察署は、救助・救出活動に伴い遺体を発見・収容したときは、遺族等に連絡する。身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

災対資源循環・環境部は、震災対策に準じることを基本とし、関係機関と連携し、遺体を現場から遺体収容所まで搬送する。

2 遺体収容所の設置、運営

災対市民部は、災害により多数の死者が発生したときは、状況に応じて、担当者を派遣して遺体収容所を設置し、速やかに東京都及び警察署への報告、住民への周知を行うとともに、警察署と協力し遺体の受け入れ、収容を行う。また、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置、腐敗防止のために必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。なお、遺体収容所の設置場所及び運営は、震災対策に準じる。

災対市民部及び災対福祉部は、遺体収容所の設置に関する初動対応や遺体収容所における各種業務を円滑に行うための連絡調整等を行う。

3 遺体の検視、検案

検視、検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、警察署（検視班等）及び東京都（監察医務院）は、遺体収容所等において遺体の検視、検案を震災対策に準じて行う。

災対市民部は、震災対策に準じて東京都及び警察署と連携し必要な体制を確立するとともに、遺体の一時保存等を行う。

4 遺体の引き渡し、火葬

災対市民部は、検視、検案の済んだ遺体に関して、警察署と協力して、震災対策に準じて遺族への引き渡しや火葬等を行う。

5 身元不明遺体の取扱い

災対福祉部は、災対市民部と連携して一定期間（状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度）を経過した身元不明遺体を協定締結団体等の協力を得て、遺体収容所から八王子市斎場に搬

送して火葬を行い、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、遺骨と遺品を一時保管する。

なお、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

6 死亡者に関する広報

災対市民部は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、震災対策に準じて行う。

第14章 園児・児童等の安全確保等

章 の 概 要	風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象情報等を収集し、園児、児童・生徒の安全確保や安否確認を行う。施設等が被災したときは、被害状況を調査・報告し、状況に応じた応急教育等を行う。 また、文化財の被害状況も把握し、東京都へ報告する。
------------------	--

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認	災对学校教育部	
第2節 園児の安全確保、安否確認	災对子ども家庭部	
第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	災对子ども家庭部、災对生涯学習スポーツ部	
第4節 応急教育等	災对学校教育部、災对福祉部、災对子ども家庭部、災对生涯学習スポーツ部	東京都教育委員会、国

第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認

学校長は、気象情報や災害の状況に応じ、災对学校教育部と協議の上、次のような措置を講じて、適切に児童・生徒の安全を確保する。

安全確保の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時休校 ○ 安全な場所への避難誘導 ○ 帰宅、下校途中における危険防止のための注意事項の説明 ○ 通学区域ごとの集団下校、教職員による引率 ○ 学校での保護者への引き渡し ○ 保護者の迎えがない場合における学校での一時預かり
---------	--

災对学校教育部は、災害が発生したときは、学校長や避難所開設職員等を通じて児童・生徒、教職員の安否の確認を行う。

第2節 園児の安全確保、安否確認

保育園若しくは幼稚園等の園長（代理者を含む）は、気象情報や災害の状況に応じ、災对子ども家庭部と協議の上、臨時休園、保護者の迎えがない園児の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に園児の安全を確保する。

災対子ども家庭部は、災害が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、気象情報や災害の状況に応じ、災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部と協議の上、臨時休館、保護者の迎えがない児童の一時預かり、安全な場所への避難誘導などの措置を講じて、適切に児童の安全を確保する。

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、災害が発生したときは、子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4節 応急教育等

1 応急教育の実施

幼稚園長、学校長は、災害により教育施設が被害を受け、通常のエ育活動に支障があるときは、災対子ども家庭部及び災対学校教育部と連携し、応急的な代替施設の確保や臨時の学級編制を行うなど応急教育のために適切な措置を講じて、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

災対学校教育部は、東京都教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずるとともに、住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、震災対策に準じて教科書、文房具及び通学用品を支給する。

また、学用品の支給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対学校教育部と協議の上で災対福祉部が行う。

2 応急保育等の実施

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、保育園長及び子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じ、施設等の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育等ができないときは、応急的な代替施設の確保などの措置を講ずる。

3 文化財の対策

災対生涯学習スポーツ部は、状況に応じて文化財の被害情報等の収集、整理を行い、文化財施設等の管理者及び関係機関は、震災対策に準じて被害状況等を市教育委員会（災対生涯学習スポーツ部）に報告する。

第15章 ライフライン、公共施設等の応急対策

章 の 概 要	風水害に対して、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行う。
------------------	---

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 水道の応急対策	災対水循環部	東京都（多摩水道改革推進本部）
第2節 下水道の応急対策	災対水循環部	東京都（流域下水道本部）
第3節 電気の応急対策		東京電力パワーグリッド
第4節 ガスの応急対策		東京ガスグループ
第5節 通信関係の応急対策		NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、日本郵便株式会社
第6節 鉄道等の応急対策		公共交通機関
第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	災対水循環部、災対道路交通部	道路管理者 河川管理者
第8節 社会公共施設等の応急対策	災対契約資産部、関係各部	公共施設等管理者

第1節 水道の応急対策

東京都は、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については速やかに復旧活動を実施する。管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

建物や水道施設の被害状況を踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

東京都は、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

災対水循環部は、東京都と連携し、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集を行う。

第2節 下水道の応急対策

災対水循環部は、震災対策に準じることを基本とし、災害により汚水、雨水の疎通に支障がないよう、東京都（流域下水道本部）等と連携し、速やかに応急対策を行う。

1 応急対策

災対水循環部は、下水道施設の被害状況を調査及び点検し、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、必要な応急対策を行う。

応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被害状況を早急に把握し損傷度を確認する。 ○ 停電地区を早急に把握し、マンホールポンプ等の稼働状況を確認する。 ○ 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動式ポンプやバキュームカーを配置し、仮設配管等で応急措置を行う。 ○ 汚水の溢水は、最低限の消毒を行い、土のう等で近傍水路等へ排水を行う。 ○ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。 ○ ポンプ場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。 ○ ポンプ場が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。 ○ ポンプ場の機能が停止したときは、仮設ポンプ等により河川等へ排水を行う。 ○ 工事中の箇所があれば、請負者に被災状況の確認と工事中止を指示し、二次災害を防止する緊急措置を実施する。その際、作業員数や資器材等を把握し、緊急事態に備える。
------	--

2 復旧対策

災対水循環部は、市民に対し、災対戦略部を通じて破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力及び東京都の技術支援を得て、復旧対策を行う。

第3節 電気の応急対策

東京電力パワーグリッドでは、大規模な災害が発生したときでも、原則として送電を継続するが、被害甚大な地域については、警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等の適切な二次災害予防措置を講ずる。

また、災害により電気施設に被害があったときは、二次災害の発生防止を図りつつ、速やかに情報収集・連絡活動等に基づき応急措置を講じ、原則的に人命に係わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先して、電気の早期復旧に努める。

第4節 ガスの応急対策

東京ガスグループは、災害によりガス施設に被害が生じたときは、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

大規模な災害が発生したときは、「超高密度リアルタイム地震防災システム※」の稼働により被害状況を総合的に把握して、被害甚大な地区のガス供給停止等の措置を行う。（「※地震防災システム～SUPREME（シュープリーム）」とは131基（令和3年4月1日現在）のS Iセンサーが、強い揺れを感知すると自動的に地区カバナのガスを遮断し、安全を確保するシステム）

また、ガスの供給再開にあたっては、市、消防、警察、関係ライフライン機関等との十分な連携・協力のもと、安全かつ効率的に行う。

第5節 通信関係の応急対策

通信関係の各機関（NTT各社、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、日本郵便株式会社）は、市域で災害が発生、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部等を設置し、被害状況等の把握、通信疎通の確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行うとともに、市、東京都及び関係機関との連絡調整を行う。

なお、NTT東日本等は、気象業務法に基づき、気象庁からFAXによる伝達予警報等について、関係する区市町村等に速やかに通報するとともに、災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第6節 鉄道等の応急対策

各公共交通機関は、災害時において、人命の安全及び輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を行う。

1 災害時の対応

(1) 災害対策本部等の設置

災害に対して、各交通機関は、その状況により旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するとともに、市及び東京都その他関係機関にその旨を通報する。市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機等を利用する。

2 運行基準

台風等異常気象時の災害を防止するため、各鉄道会社は、次の運行基準により対処する。

なお、被害を最小限にとどめることから、計画運休を検討し、実施する際は運休の可能性や運休に

関する詳細な情報を発信することに努める。

機関名	内 容
J R 東日本	降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、関係法令に基づき、運転規制を行う必要がある区間の運転規制方法をあらかじめ定めておくとともに、速度規制又は運転中止の手配をとる。
京 王 電 鉄	強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を中止又は徐行とする。 ① 風速が毎秒 25m以上を観測したときは列車の運転を中止する。 ② 浸水等により、軌道面の冠水を認めた場合は列車を停止する。
多摩都市 モノレール	① 暴風雨 風速計により風速が 20m/s を超えた場合は次の運転規制を行う。 a. 風速 20m/s 以上・・・運転見合せ b. 風速 25m/s 以上・・・運転中止 ② 雪害 状況により次の運転規制を行う。 a. 降雪により列車運行に支障が予想される場合 ヒーター投入及び散布器、凍結防止剤の準備 b. 大雪注意報発表・・・速度 35 km/h 以下 c. 大雪警報発表・・・速度 25 km/h 以下
高尾登山 電 鉄	強風・豪雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転を休止する。 ① 風速が毎秒 20m以上となった場合。 ② 雷雲が近付き、落雷が予想される場合。 ③ 積雪が軌条面上 30cm を超え、策条の状態確認が困難となった場合。 ④ 濃霧のため線路の見通しが 20m 以下となった場合。 ⑤ 時間雨量が 60 mm以上、または連続雨量が 150 mm以上となった場合。

3 浸水時等の対応

機関名	内 容
J R 東日本	降雨、河川増水等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制又は運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。 トンネル立杭に設置してある排水設備により排水に努める。
京 王 電 鉄	被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置し、状況に応じて係員を巡回させて、被害の未然防止を図る。 浸水防止対策は次による。 ア 浸水防止の土のう配備 イ 排水ポンプによる浸水箇所の排水
多摩都市 モノレール	台風等大雨時において、駅舎内への雨水の吹き込み、また駅出入口付近の浸水が想定される場合は、駅係員を派遣し現状把握に努め、駅放送及び案内装置により旅客周知の徹底を図る。

4 事故発生時の救護活動

機関名	内 容
J R 東日本	旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
京 王 電 鉄	災害発生時には、災害対策本部を設置し、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ警察署・消防署に出動・救護の要請を行い旅客の安全を図る。
多 摩 都 市 モノレール	① 当事者及び発見者は、死傷者の救護を最優先する。また、併発事故の防止の手配をとるとともに、必要に応じ関係諸官の応援を求める。 ② 事故現場に居合わせた係員は、可能な限り事故の処置に協力する。
高 尾 登 山 電 鉄	災害発生時には、負傷者の救護を優先的に行う。併発事故の防止に万全を講ずるとともに、必要に応じ関係各所の出動・救護の要請を行い、旅客の安全を図る。

5 復旧対策

鉄道施設は、都市機能の確保に重要な役割を果たすことから、各鉄道会社は、応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。

機関名	内 容
J R 東日本	災害に伴う被災線区の迅速な運転再開のため、各施設、設備の被害状況及び復旧工事の難易度、輸送の重要度等を勘案し、復旧対策を計画する。
京 王 電 鉄	あらかじめ定められている事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、予想される被害に応じて従業員を動員して、速やかに対応する体制をとる。
多 摩 都 市 モノレール	人命及び財産に対して最も安全な方法により迅速的確な処置をとり、併発事故の防止に努めて、その影響を最小限にとどめるとともに復旧を迅速に行い本線路の早期開通に努める。

6 バス会社の安全措置

各バス会社は、災害時に次のような安全措置を行う。

運 行 中 止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗 客 救 護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗 客 の 避 難 誘 導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。なお、京王電鉄バスでは、全バス車両に路線沿線の避難場所一覧表を常備している。
車 両 処 置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会 社 等 へ の 連 絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策

道路管理者、河川管理者は、災害が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部及び災対水循環部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。

1 道路、橋りょう

(1) 市

ア 災害時の応急措置

災害が発生したときは、施設の被害状況、障害物の状況などを調査する。通行が危険な道路は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。また、市道以外の道路が被災し通行に支障を来すときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

イ 応急復旧対策

市道が被災したときは、建設業協会等の協力を得て応急復旧を行うが、短期間で復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路の設置など必要な措置を講ずる。また、市単独で困難なときは、関係機関等に対し応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 災害時の応急措置

各建設事務所は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。

その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

また、平素から応急作業に使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関東地方整備局

ア 災害時の応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。

巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を行うとともに、速やかに応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能確保に努める。

イ 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(4) 中日本高速道路

ア 応急措置

災害が発生した場合は、道路の構造を保全し交通の危険を防止するため、適切な通行規制を実施する。また、その内容、状況について、道路利用者への広報に努め、通行者の安全確保を図る。

イ 応急復旧対策

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。

2 河川、水路

(1) 市

水防活動と並行して河川、水路、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、国や東京都の管理河川については、直ちに国や東京都に被害状況の報告をする。

また、市管理水路においては、流木その他障害物の除去とともに必要な措置を実施する。

(2) 東京都建設局

ア 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

ウ 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

エ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

(3) 関東地方整備局

ア 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

(4) 復旧対策

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3 砂防、地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設、治山施設

東京都（建設局、環境局、産業労働局）は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。市はこれに協力する。

区 分		内 容
砂 防 施 設		<ul style="list-style-type: none"> ○ 堰堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
地 す べ り 防 止 施 設		<ul style="list-style-type: none"> ○ 抑止杭、よう壁、排水工等、施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 集水井、流路工等の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
急傾斜地崩壊 防 止 施 設		よう壁、法面保護工、排水工、落石防護柵等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
治 山 施 設		東京都産業労働局は、治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等）の被害状況を把握するとともに、東京都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
林 道	応急措置	東京都林務出張所は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、東京都森林事務所を通じて、東京都産業労働局に報告し、付近住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。
	応急対策	次の状況にあるときは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧の搬入が困難な場合 ○ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき ○ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
農 道	応急措置	市は、被害の情報を収集し、東京都農業振興事務所を通じて、東京都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。
	応急対策	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

第8節 社会公共施設等の応急対策

社会公共施設等の管理者は、災害が発生したときは、震災対策に準じることを基本とし、利用者の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

利用者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を第一とする。 ○ 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。 ○ 応急措置の状況を所管部、事務所、本部等へ報告する。
施設機能の保全、回復	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の被害調査を速やかに行う。 ○ 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。 ○ 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。 ○ 電気、電話、ガス、水道等の修理が必要なときは、関係機関に要請する。 ○ 応急措置が困難なときは、危険防止のための保全措置を講ずる。
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者・利用者等の安全確保に努める。

第16章 災害警備活動

章 の 概 要	大規模な風水害時には、警察署を中心に、市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取り締まり並びに被災地の治安維持活動を行う。
------------------	--

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 警備活動		警察署
第2節 防犯・防火対策	災对生活安全部	警察署、消防署、自主防災組織
第3節 その他		警察署

第1節 警備活動

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備本部を設置して指揮体制を確立し、八王子・高尾・南大沢警察署は、被害の予防又は拡大防止のため、次の警備活動を行う。

災 害 警 備 活 動 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川その他危険箇所の警戒 ○ 被災地における災害関係の情報収集 ○ 警戒区域の設定 ○ 被災者の救出、救護 ○ 避難者の誘導 ○ 危険物の保安 ○ 交通秩序の確保 ○ 犯罪の予防及び取り締まり ○ 行方不明者の調査 ○ 遺体の調査等及び検視
----------------------	---

第2節 防犯・防火対策

市は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

また、市は、災害時の社会的混乱に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪を未然に防止するため、警察等と連携を図り、市民に防犯対策に関する広報を行い、犯罪抑止に努める。

第3節 その他

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、その他以下の活動を行う。

区 分	内 容
警戒区域の設定	○ 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。
市に対する協力	○ 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○ 市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。
装備資器材の調達及び備蓄	○ 警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資器材を保有しておく。 ○ 災害発生時に不足する装備資器材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。